

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社エンバイオ・ホールディングス
【英訳名】	EnBio Holdings, Inc
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 実
【本店の所在の場所】	東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号
【電話番号】	(03) 5297-7155
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 忠玄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号
【電話番号】	(03) 5297-7155
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 忠玄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	2,732,270	5,347,892	8,388,048	8,563,053	7,408,498
経常利益 (千円)	248,900	102,047	668,867	435,896	521,396
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	142,719	24,368	403,951	150,957	555,393
包括利益 (千円)	138,685	76,570	396,326	193,524	485,706
純資産額 (千円)	2,554,517	2,607,385	4,507,638	4,328,817	4,890,594
総資産額 (千円)	6,992,648	12,281,927	19,019,474	18,081,236	15,034,071
1株当たり純資産額 (円)	470.90	450.34	699.34	665.95	743.42
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	30.09	4.48	70.62	23.35	84.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	28.65	4.32	67.81	-	83.64
自己資本比率 (%)	36.5	20.0	23.7	23.9	32.5
自己資本利益率 (%)	7.2	1.0	11.6	3.4	12.1
株価収益率 (倍)	31.24	152.46	29.16	27.28	6.61
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	418,641	170,174	791,201	390,619	951,622
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,537,885	3,955,414	4,613,100	638,086	3,868,314
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,844,713	3,037,707	5,813,454	153,806	4,061,922
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,882,940	1,342,881	3,347,344	2,181,846	2,951,027
従業員数 (人)	42	78	83	81	79
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、第18期の「主要な経営指標等の推移」における当該暫定的な会計処理に関連する数値については、暫定的な会計処理の確定の内容が反映されております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (千円)	193,545	262,897	402,530	947,489	643,422
経常利益 (千円)	30,357	820	39,892	456,162	198,383
当期純利益又は当期純損失 (千円)	392	6,424	49,922	269,900	253,829
資本金 (千円)	918,632	922,457	1,756,434	1,762,534	1,786,484
発行済株式総数 (株)	5,424,700	5,457,200	6,438,700	6,499,200	6,571,200
純資産額 (千円)	2,051,282	1,950,408	3,652,455	3,361,837	3,621,526
総資産額 (千円)	2,396,239	4,285,626	9,982,937	9,815,036	8,796,949
1株当たり純資産額 (円)	378.14	357.24	567.14	517.17	551.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(円)	0.08	1.18	8.73	41.75	38.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	1.14	8.38	-	38.23
自己資本比率 (%)	85.5	45.5	36.6	34.2	41.2
自己資本利益率 (%)	-	0.3	1.8	-	7.3
株価収益率 (倍)	-	578.81	265.68	-	14.46
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (-)	8 (-)	7 (-)	8 (-)	10 (-)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ 指数) (%)	182.5 (116.1)	132.6 (121.8)	399.8 (137.2)	123.7 (108.7)	108.7 (70.5)
最高株価 (円)	1,375	1,145	2,730	2,112	1,430
最低株価 (円)	452	620	612	520	450

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
3. 第17期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第17期及び第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2【沿革】

当社は、1999年6月に環境分野の研究開発会社として設立しております。

当社設立以降の沿革は、以下に記載したとおりであります。

年月	事項
1999年6月	環境分野にバイオテクノロジーを応用する研究開発会社として、株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）を東京都江東区に設立
2003年1月	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングの提供を目的とした株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）を100%子会社として設立（資本金4,000万円）
2005年3月	本社事務所を東京都千代田区へ移転
2006年8月	土壌調査・浄化工事用の専門機器、資材の輸入販売を目的とした株式会社ランドコンシェルジュを（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）100%子会社として設立（資本金500万円）
2009年3月	グループの事業を土壌汚染対策関連の事業に集中するために環境用バイオアッセイ事業を営業譲渡。当社は、土壌汚染対策関連事業を営む企業集団を統括する持株会社となる
2010年3月	土壌汚染が懸念される土地（ブラウンフィールド(注)）の流動化を目的とした売買や有効活用支援サービスを提供する株式会社ピーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）を100%子会社として設立（資本金1,000万円）
2010年6月	社名を株式会社エンバイオ・ホールディングスに変更
2012年6月	中国での土壌汚染の調査・浄化・コンサルティングサービスの提供を目的として、日中合弁により江蘇聖泰実田環境修復有限公司を持分49%出資で江蘇省南京市に設立（資本金2億5,000万円）
2014年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年3月	ヴェガ・ソーラー合同会社を95%子会社として設立
2016年1月	YAMAテック株式会社の株式取得により同社を持分法適用会社化
2016年3月	アルタイル・ソーラー合同会社を95%子会社として設立
2016年5月	YAMAテック株式会社を連結子会社化
2016年9月	ソーラー年金株式会社の株式取得により同社を連結子会社化
2016年10月	太陽光パーク2合同会社の持分取得により同社を連結子会社化
2017年3月	太陽光パーク2合同会社の持分追加取得により同社を100%連結子会社化
2017年4月	YAMAテック株式会社の株式追加取得により同社を100%連結子会社化
2017年5月	ソーラー年金株式会社の株式追加取得により同社を100%連結子会社化
2017年11月	株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）を60%子会社として設立
2018年2月	恩拜欧（南京）環保科技有限公司を100%子会社として設立
2018年4月	当社の連結子会社である株式会社アイ・エス・ソリューション、株式会社ランドコンシェルジュ及びYAMAテック株式会社が合併し、株式会社エンバイオ・エンジニアリングに商号変更
2018年4月	ヴェガ・ソーラー合同会社の持分追加取得により同社を100%連結子会社化
2018年4月	アルタイル・ソーラー合同会社の持分追加取得により同社を100%連結子会社化
2019年4月	太陽光パーク2合同会社がEnbio Middle East FZE LLCを100%子会社として設立
2019年7月	Enbio Middle East FZE LLCがEnbio LeI Taqa FZC LLCを80%子会社として設立

用語解説

(注) ブラウンフィールド

土壌汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となった土地。

3【事業の内容】

当社グループは、持株会社である当社、連結子会社11社、非連結子会社1社、関連会社1社及びその他の関係会社1社により構成されています。

当社グループは、土壌汚染の調査・対策工事・リスクコンサルティング及び土壌汚染関連機器・資材販売を行う土壌汚染対策事業、土壌汚染地の有効活用を支援するブラウンフィールド活用事業を主要な事業とし、土地の健全な活用の妨げになるとして社会問題化している土壌汚染問題の解決を目指しております。また、土地の有効活用策として開始した自然エネルギー事業も展開しております。

当社グループの顧客は、工場、ガソリンスタンド等の土地を保有又は賃借している企業、工場等の跡地を再開発しようとする不動産関連企業及び建設関連企業が中心となっており、土地の汚染調査、施設の解体・土地改変時において、当社グループのサービス・商品が使用されております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

[当社グループの特徴について]

当社グループは、不動産売買及び不動産開発における重大なリスクとして広く認識されるようになった土壌汚染の対策が必要な企業等に対し、土壌汚染問題を解決するためのサービス・商品を提供しております。当社グループは、同業他社が汚染土壌の「掘削除去・場外搬出」という高コストの手法を中心にサービスを提供している中で、汚染土壌を掘削、場外搬出せずに場内で土壌浄化ができる「原位置・オンサイト浄化」という手法を中心にサービス・商品を提供しており、掘削除去・場外搬出等の他の手法と比較して低コスト、短工期、低環境負荷を特徴とした土壌汚染対策の提案を行っております。

土壌汚染対策事業においては、2012年から中国での現地サービスを展開し、サービスの海外提供体制の構築を進めております。

さらに当社グループ間の連携により、資金力の乏しい中小企業や土壌汚染が経営に及ぼすリスクを早期に切り離したいと考える企業に対しては、ブラウンフィールド活用事業により現状有姿で不動産を直接取得することにより、土壌汚染リスクを当社グループに移転し、浄化した後に売却し資金を回収する提案等を行い、顧客層の拡大を図っております。また、土地の有効活用策の一環として開始した自然エネルギー事業は、太陽光発電事業のノウハウを蓄積し、独立した事業セグメントとして拡大し、収益基盤を確立しております。

当社グループの事業における位置付け及びセグメントは、次のとおりです。

セグメントの名称	主な事業内容	会社名
土壌汚染対策事業	1.土壌汚染の調査、対策工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングを行う事業	株式会社エンバイオ・エンジニアリング 恩拜欧（南京）环保科技有限公司
	2.原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業	江蘇聖泰実田環境修復有限公司
ブラウンフィールド活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業	株式会社エンバイオ・リアルエステート 株式会社土地再生投資
自然エネルギー事業	自然エネルギー等による売電事業	株式会社エンバイオ・ホールディングス ヴェガ・ソーラー合同会社 アルタイル・ソーラー合同会社 ソーラー年金株式会社 太陽光パーク2合同会社 Enbio Middle East FZE LLC Enbio LeI Taqa FZC LLC
-	グループの統括管理	株式会社エンバイオ・ホールディングス

各事業の詳細は、次のとおりであります。

(1) 土壤汚染対策事業

土壤汚染対策事業は、株式会社エンバイオ・エンジニアリング、恩拜欧（南京）環保科技有限公司及び江蘇聖泰実田環境修復有限公司が行っております。土壤汚染対策とは、顧客企業が所有する事業場を閉鎖後、事業場跡地の売却及び再開発を行う際にその土地が特定有害物質で汚染されていないかを確認するための調査、汚染が確認された土地について指定基準に適合させるための浄化工事あるいは健康被害を防止するための汚染拡散防止措置の設計・施工、並びに土地の買手、行政、近隣住民等利害関係者とのリスクコミュニケーションを通して問題解決を図るプロセスを指しております。

株式会社エンバイオ・エンジニアリングは、汚染土壌を掘削せずに地中の汚染物質を分解する「原位置浄化」と呼ぶ工法又は汚染土壌を掘削して場内で汚染物質を分解・除去した後に埋め戻す「オンサイト浄化」と呼ぶ経済性の高い工法を得意としております。さらに「掘削除去」を中心とした土壤汚染浄化工事、浄化後の土地の造成工事等の一般土木工事、浄化後の土地に建設する商業施設等の建築工事の経験を多数有しております。

また、近年、土壤汚染に関する法律が整備された中国の需要に対応するため、江蘇省南京市を拠点とした現地法人（恩拜欧（南京）環保科技有限公司）にて、日本国内で培ってきた原位置浄化の技術・ノウハウに基づくサービスを展開しております。

本事業においては、主に以下の4つのサービスを提供しております。

土壤汚染調査

土壤汚染対策工事

定期モニタリング

土壤汚染関連機器・資材販売

土壤汚染調査

土壤汚染調査では、事業場を閉鎖後、その跡地の売却又は再開発を計画している顧客企業、あるいは何らかの原因による特定有害物質の漏えいを確認した顧客企業からの依頼を受け、土壤汚染対策法に準拠した地歴調査（土地の使用履歴情報を基に土壤汚染の可能性を評価する調査）、土壤汚染状況調査（対象地から採取した試料を分析して土壤汚染の有無を確認する調査）、土壤汚染詳細調査（土壤汚染の存在が確認された土地の平面方向と深度方向での汚染範囲を確定する調査）の計画を策定し、現地調査を実施し、その結果を報告書にまとめて顧客企業に報告するものです。土壤汚染の状況に応じて行政及び土地の買主等の利害関係者への報告を行うとともに、汚染拡散防止計画及び浄化工事計画の策定を行って対応策について提案します。

本サービスでは、独自技術としてダイレクトセンシング（注）1を駆使して立体的に汚染状況を可視化する原位置三次元調査による土壤汚染の範囲の絞り込みを行い、費用対効果の高い対策工事の対応策を提供しております。

土壤汚染対策工事

土壤汚染調査の結果を精査し、土地の利用用途、行政の指導、利害関係者の要求水準等を勘案して土壤汚染の対策計画を立案し、浄化工事あるいは汚染拡散防止措置の設計、施工、施工後の効果確認を行い、一連のプロセスと対策結果を報告書にまとめて顧客企業に報告するものです。顧客企業の要請に応じて行政及び利害関係者等との協議・折衝・報告も行います。

本サービスでは、汚染土壌を掘削せずに地中の汚染物質を分解する「原位置浄化」と呼ぶ工法並びに汚染土壌を掘削して場内で汚染物質を分解・除去した後に埋め戻す「オンサイト浄化」と呼ぶ工法と従来型の汚染土壌の「掘削除去」工法を組み合わせた提案を行うことにより、顧客企業にとって、低コスト、短工期、低環境負荷での土壤汚染対策を提供しております。

本サービスでは、独自技術として米国Environmental Remediation and Financial Services, LLCより技術導入した地中に浄化用薬剤を効率よく注入するための技術（プロバゲーション工法）、汚染物質を化学的に分解するフェントン化学酸化工法（特許第4700083号）（注）2、汚染物質を微生物の力で分解するバイオレメディエーション工法（特許第305104号）（注）3、土壌の油臭を低減する薬剤及び土壌の防臭方法（特許第5140912号）等を展開して競争力を高めております。さらに2016年3月に米国TerraTherm Inc.の原位置熱脱着技術（ISTD）（注）4の実施権を取得いたしました。また、2018年3月に国立大学法人東京農工大学並びに独立行政法人製品評価技術基盤機構より揮発性有機塩素化合物の高分解能微生物の商業利用許諾及びこの微生物を用いた土壤浄化工法に関する特許権（特許第5711554号）の譲渡を東京農工大学より受けました。

定期モニタリング

土壤汚染調査の結果、土壤汚染の存在が確認された場合に自主的あるいは法令の定めにより、地下水の定期的な水質調査を行い、その結果を報告書にまとめて顧客企業と必要に応じて行政に報告するものです。

本サービスでは、顧客企業にとって汚染の拡散防止が図れるとともに汚染が深刻に拡散する前に汚染拡散防止計画を策定して、対策工事に移行することができるため、経済性の高い土壤汚染対策を提案しております。

土壤汚染関連機器・資材販売

土壤汚染関連機器・資材販売は、土壤汚染対策の現場で有効性の確認されている土壤汚染調査及び浄化工事用の専門機器及び資材、浄化用薬剤を土壤汚染調査並びに土壤汚染対策工事を行う業者向けに販売しております。

主力商品は、土壤汚染調査用の土壤試料採取機械として世界シェアの50%以上を占めている米国Geoprobe Systems社製の自走式掘削機（Geoprobe）及びそれに使用するツール類と消耗品であり、国内独占販売権を有しております。自走式掘削機（Geoprobe）は、土壤試料採取、地下水試料採取、観測用並びに浄化用の井戸設置、原位置調査用センサーの貫入、地盤強度・透水性測定用センサーの貫入、浄化用薬剤の注入等、1台で様々な作業がこなせる点で競争力を有しております。

浄化用薬剤としては、米国REGENESIS Bioremediation Products, Inc.製の微生物分解促進剤、化学酸化剤、油分離剤等の国内独占販売権を有しております。また浄化工事用機材として、地下水からの油の回収装置、汚染地下水の処理装置、地中への酸素の供給装置等を販売しております。

本サービスでは、自走式掘削機(Geoprobe)を中心に様々な浄化用機器と浄化用薬剤を現場に合わせて組合せた浄化システムをパッケージで提供することで競争力を発揮しております。

(2) ブラウンフィールド活用事業

ブラウンフィールド活用事業は、株式会社エンバイオ・リアルエステート及び株式会社土地再生投資が行っております。国内の土壤汚染対策市場では、大手企業が保有する工場跡地等の土壤汚染対策が進んでいる反面、中小企業が保有する土地の土壤汚染対策は、土壤汚染調査及び土壤汚染対策工事に要する資金の不足が原因でなかなか進んでおりません。本事業では、中小企業が保有している土壤汚染地又は土壤汚染の可能性が高く、そのままでは売買が成立しにくい土地を土壤汚染リスクを見込んだ価格の現況有姿で購入し、株式会社エンバイオ・リアルエステートが土地所有者として土壤汚染浄化工事及び汚染拡散防止措置を施した後に、必要に応じて行政への届出を行って再販あるいは賃貸しております。

さらに重篤な土壤汚染を内在する土地については、通常では汚染対策に長期間かかるため、大手企業においても保有する大規模な土壤汚染地が経営に及ぼすリスクを早期に切り離したいというニーズがあり、中規模から大規模な土壤汚染地については株式会社土地再生投資が現状有姿で購入し、適切な対策を施したのちに再販いたします。土壤汚染リスクについては、当社グループの土壤汚染対策事業で蓄積した実績とノウハウを基に算定し、購入した土地の土壤汚染浄化工事及び汚染拡散防止措置は、株式会社エンバイオ・エンジニアリングが行います。顧客にとっては、土壤汚染対策のための費用を確定させ、また煩雑な法的な手続きを自らが行うことなく、短期間に土壤汚染のリスクを切り離すことができると同時に土地の売却収入が得られるというメリットがあります。

株式会社土地再生投資は、株式会社エンバイオ・リアルエステートにおいて蓄積した中小規模の土壤汚染地での実績とノウハウを中規模から大規模な土壤汚染地の取得・浄化・再販事業に活かすことを目的として、資本業務提携先の株式会社シーアールイーと共同で設立（当社の出資比率60%）いたしました。

(3) 自然エネルギー事業

自然エネルギー事業は、土地の有効活用策の一つとして太陽光発電による売電事業を検討したことがきっかけで始まりました。既に国内では、36.2MWの太陽光発電所を建設、運転するまでに順調に事業を拡大させてまいりました。太陽光発電所の運営については、特定目的会社を設立して地域毎に管理しております。稼働中の太陽光発電所からは安定的な売電収入が得られ、当社グループの成長戦略を財務的に支える事業にまで育ちました。太陽光発電事業に続き、バイオマス発電事業についても事業化検討の位置づけで設立に参加したバイオマスパワーテクノロジー株式会社は安定的に稼働しております。

国内では電力固定買取価格の低下に伴い収益性が低下しており、新規案件の開発が難しくなっております。そこで中東や東南アジアに現地法人を設立して、海外での事業展開に着手いたしました。現在、ヨルダンでは太陽光発電所、トルコではバイオマス発電所を開発を行っております。

用語解説

(注) 1.ダイレクトセンシング

プローブと呼ばれる地中に打ち込むことのできるセンサーを用いて、打ち込んだ深さにおける電気伝導度及び有害物質濃度等の情報を連続的に収集することができる検出方法。米国では土壌汚染調査で汚染範囲を絞り込むために標準的な方法として普及しています。

2.フェントン化学酸化工法

過酸化水素や過硫酸ナトリウムのような酸化剤源は、触媒を加えることにより強力な酸化剤となり、有機塩素化合物をはじめとする有機性汚染物質を酸化分解することができます。汚染土壌と酸化剤を接触させることにより汚染物質が分解無害化する原理を用いた浄化工法。過酸化水素を酸化剤源とする工法をフェントン化学酸化と言います。

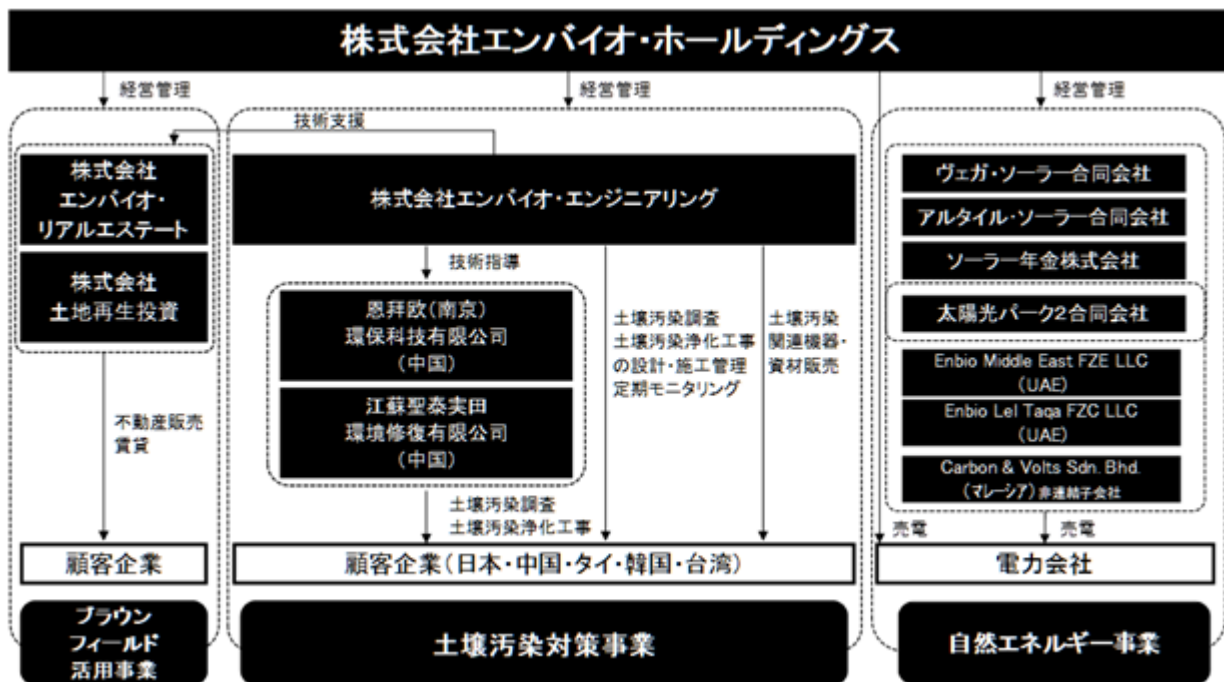
3.バイオレメディエーション工法

土壌汚染現場に存在する汚染物質を分解する能力を有した微生物の活動を人為的に活性化させることにより、汚染物質が分解無害化される原理を用いた浄化工法です。

4.原位置熱脱着技術(ISTD)

地中の温度をヒーターで汚染物質の沸点以上に加熱して汚染物質を気化させ、加熱された地下空気とともに回収して地上の処理設備で無害化処理する技術です。ダイオキシン類やPCBの場合は地中の温度を高温に保つことにより土壌中で99%分解されます。汚染物質の種類や濃度、地質条件により化学酸化やバイオレメディエーションが適用できない現場に適しています。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エンバイオ・ エンジニアリング (注) 2	東京都千代田区	40,000	土壌汚染対策 事業	100	経営管理 資金の貸付 債務保証 役員の兼任 3名
株式会社関東ミキシン グコンクリート (注) 3	東京都千代田区	3,000	土壌汚染対策 事業	100	役員の兼任 2名
株式会社エンバイオ・ リアルエステート (注) 2	東京都千代田区	10,000	ブラウンフィー ルド活用事業	100	経営指導及び経営管理 資金の貸付 債務保証 役員の兼任 3名
株式会社土地再生投資	東京都千代田区	45,500	ブラウンフィー ルド活用事業	60	資金の貸付 債務保証 債務被保証 役員の兼任 2名
太陽光パーク2 合同会社	東京都千代田区	10	自然エネルギー 事業	100	経営指導 資金の貸付 債務被保証 担保資産の被提供 役員の兼任 1名
ヴェガ・ソーラー 合同会社	東京都新宿区	1,000	自然エネルギー 事業	100	経営指導 役員の兼任 1名
アルタイル・ソーラー 合同会社	東京都新宿区	1,000	自然エネルギー 事業	100	経営指導 役員の兼任 1名
ソーラー年金 株式会社	東京都千代田区	6,660	自然エネルギー 事業	100	経営指導 債務保証 役員の兼任 1名
恩拜欧(南京)環保科 技有限公司	中国 江蘇省南京市	49,555	土壌汚染対策 事業	100	経営指導 技術指導 役員の兼任 1名
Enbio Middle East FZE LLC (注) 4、5、6	UAE Ajman	319,860	自然エネルギー 事業	100 (100)	経営指導 役員の兼任 1名
Enbio LeI Taqa FZC LLC (注) 6、7	UAE Ajman	-	自然エネルギー 事業	80 (80)	経営指導 役員の兼任 1名
(持分法適用関連会社) 江蘇聖泰実田環境修復 有限公司	中国 江蘇省南京市	250,000	土壌汚染対策 事業	49	経営指導 技術指導 役員の兼任 2名
(その他の関係会社) 株式会社 シーアールイー (注) 8	東京都港区	2,236,348	物流施設の賃 貸・管理・開 発・仲介及び投 資助言	(被所有) 19.5	主要株主 資本業務提携 浄化工事・建築工事の請負

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 株式会社エンバイオ・エンジニアリング及び株式会社エンバイオ・リアルエステートについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えておりますので、主要な損益情報等の記載を省略しております。

3. 債務超過会社で債務超過の額は、2020年3月末時点で 324,651千円となっております。

4. 特定子会社であります。

5. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有又は間接被所有割合を内数として記載しております。

6. Enbio Middle East FZE LLCの所有割合については、太陽光パーク2合同会社による間接所有であります。

7. Enbio LeI Taqa FZC LLCの所有割合については、Enbio Middle East FZE LLCによる間接所有であります。

8. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
土壌汚染対策事業	66
ブラウンフィールド活用事業	3
自然エネルギー事業	0
報告セグメント計	69
全社(共通)	10
合計	79

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び内部監査室の人数であります。
 3. 上記使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
10	39.50	3.77	5,832

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	10
合計	10

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び内部監査室に所属しております。
 4. 上記使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「環境保全に役立つサービスや製品の提供を通して、環境問題の解決と健やかな環境づくりを推進し、持続可能な社会の構築に貢献する」ことを経営理念とし、それを実現するために以下に示す6つの経営方針を実践し、企業価値の最大化を目指してまいります。

顧客満足度を第一に考え、成果、品質、価格、アフターサービスにおいて、期待以上に満足してもらえるように継続的な改善に努める。

競争力のあるサービスと製品を提供し続けるために、バイタリティーとスピードをもって技術革新に挑戦し、新たなイノベーションの創出を目指す。

展開する事業領域内においてNo1を目指す。

国内で事業基盤を固めグローバルに展開することを目指す。

グループの相乗効果と総合力を生かして、経済的で質の高い成長を目指す。

社員が安心して業務を遂行できるように、社内環境・待遇の継続的な改善に努める。

(2) 経営戦略等

当社グループが長期的に目指す姿は、「地盤の環境・エネルギーに関わる問題解決を担うグローバルな専門企業集団」です。そのためには土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事といった単品のサービスではなく、それらに付随する顧客の幅広いニーズを掘り起こし、包括的に応える「ワンストップのパッケージ・ソリューション」を提供することを経営戦略の基本としております。

この基本戦略に沿って、新規事業の開発と投資、新技術の開発・導入、M&Aや資本業務提携を積極的に推し進めてまいりました。引き続き、この基本戦略を積極的に展開することにより、より一層の差別化による競争力の強化を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための指標としては、より高い成長性を確保する観点から「売上高」の増収を、成長性向上を継続する観点から「営業利益」と「経常利益」の増益を、重要な指標と位置付け、営業基盤の拡大による企業価値の継続的な増大を目指しております。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う足元の急速な経済環境の変化は、当社グループの主要事業を大きく下押ししており、その影響の収束の見通しが見通せないことから、経営上の目標である中期経営計画2023の公表計画値は一旦取り下げました。今後、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いたタイミングで、新規計画を策定の上、改めて公表する予定です。

(4) 経営環境

わが国の経済状況につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の収束のために発出された緊急事態宣言の影響により景気は足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。先行きにつきましても、新型コロナウイルスの収束時期の見通しが立たず、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に景況感が悪化しており、また建設業についても工事の中断や着工の遅れが生じており、先行きは予断を許さない状況に転じております。

子会社を展開する中国につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で1月より経済活動の停滞が続いておりましたが、4月以降徐々に回復しつつあります。しかしながら、依然として日本からの入国制限は解けておらず、先行きにつきましてもそれが足かせとなる状況が暫く続くと思われまします。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

収益拡大のためには、土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらと連動する土壌汚染地の買い取りや利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。そのため以下のような課題に取り組み、他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業へ展開するべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合併で株式会社土地再生投資を設立いたしました。土壌汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。グループの横断的な営業展開を徹底し、土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

品質管理及びリスク管理の強化

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壌汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全環境室を強化して安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

今日までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染対策の汎用化が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。こうした市場環境においては、コストの高い掘削除去に偏重していた顧客ニーズが変化しているため、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスを提供して他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。

多種の工法に迅速に対応できるように技術部門を強化いたしました。また、現行の土壌浄化技術では対応できない難易度の高い土壌汚染に対応可能な原位置熱処理技術の実施権を米国企業より取得し、国内初の現場施工を通して技術を確立いたしました。本技術を差別化とした営業活動を国内及び中国で強化いたします。

施工実績数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい顧客向けのリスク移転商品として本サービスの拡販を行ってまいります。

中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開することが重要との認識で、2018年3月に100%子会社として恩拜欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年1月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。同社を通じた日系企業向けの環境保全サービスと中国企業向けの土壌汚染対策技術サービスを柱とした業容の拡大と収益化に努めてまいります。

自然エネルギー事業の強化

自然エネルギー事業は、土壌汚染地の有効活用の一の方策としてスタートいたしましたが、順調に発電能力を拡大しながら発電事業のノウハウを蓄積した結果、安定した収益基盤として当社の成長を支えるストック型の独立した事業セグメントに成長いたしました。当社が安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壌汚染対策事業やブラウンフィールド活用事業とストック型の自然エネルギー事業とのバランスが重要と考えております。

自然エネルギー事業の継続的な拡大は今後も戦略的に重要となりますが、国内での新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、太陽光発電に代わる発電事業や海外進出を含めた新たな事業展開を検討してまいりました。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。

人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しております。新卒採用予定者の人数を増やし、採用活動に力を注ぐ一方、高い専門性を有する人材、中国で活躍できる人材及び管理職者の獲得に幅広いルートを活用するとともに、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などを通して社内人材の育成に注力してまいります。

新型コロナウイルス後の社会への備え

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、経済活動を停滞させ生活様式に大きな変容をもたらしております。さらに現行の事業のあり方や働き方に対しては、大きな変革が迫られており、この流れは新型コロナウイルス感染症の収束後においても止むことはなく進み、それに対する備えが不可欠だと認識しております。在宅勤務の本格的な導入に備えた整備やビジネスプロセスの見直しを軸に働き方改革の推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス後の社会に求められる商品・サービスを市場に投入できるように商品・サービスの改良や新技術の導入に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの投資判断に重要な影響を与える可能性があると考えられるリスクには以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

(1) 事業環境に由来するリスク

事業環境の変化

土壌汚染対策事業の需要は、「土壌汚染対策法」及び各地方自治体により施行される条例等の影響を受けます。今後、法令や条例等が新設又は改正され強化される場合、土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事の機会が増加すると考えられ、需要が拡大する可能性があります。反対に規制が緩和される場合は、需要が縮小する可能性があります。2017年5月に改正された土壌汚染対策法は2018年、2019年の2段階に分けて施行されましたが、2019年施行分には土壌汚染調査の契機が拡大する規制強化と自然由来の汚染土壌の取り扱いに関する規制緩和の内容が含まれております。

一方、土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事の需要の大半は、不動産取引を契機とした企業の自主的な対応、工場等の統廃合、M&Aを契機とした環境対策、稼働中の工場等の施設の環境保全を目的とした環境投資によって占められております。そのため、土壌汚染対策事業の需要は、景気動向による不動産取引の増減や企業の環境投資の増減の影響を受けます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って経済活動が縮小し不動産取引が減少した場合、それに連動して土壌汚染対策事業の需要も減少する可能性があります。

また、ブラウンフィールド活用事業については、今後、金利の上昇等により顧客の購買意欲の減退が起こる場合、目下の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って経済活動が縮小し不動産取引が減少した場合等、不動産市況の動向その他の要因により、売却損、評価損及び減損損失等が発生する可能性がある他、販売用不動産の引渡時期が変動する可能性があります。

上記のような事業環境の変化が当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

競合の状況

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。当社グループは、「原位置浄化」という得意分野を強みとした土壌汚染対策事業に加えて、土壌汚染リスクを評価して現状有姿で購入した後に浄化して再販するブラウンフィールド活用事業を行っており、技術力を裏付けに、汚染された土地の活用提案から土壌汚染調査、土壌汚染浄化工事、跡地の流動化までを一貫して手掛ける「ワンストップソリューション」を提供できる企業グループとして、他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社との受注競争が激化する中で、厳しい条件で受注する傾向が進んだ場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中国における関連会社の業績の影響

当社グループでは、日本国内の土壌汚染対策事業で蓄積した技術やノウハウを中国市場に展開するために江蘇省南京市に現地法人（恩拜欧（南京）環保科技有限公司）を構えております。2019年1月に土壌污染防治法が施行され、土壌汚染対策市場は拡大期に向かうと想定されますが、今後中国政府の政策変更や経済運営状況、地方政府による行政指導等によって市場拡大時期に遅れが生じた場合、加えて目下の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って経済活動が停滞した場合には、当該子会社の業績に影響を及ぼす可能性があり、さらに当該子会社の経営成績の推移によっては、追加出資又は会計手当等が必要となる場合が想定され、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に由来するリスク

売上計上時期が計画から遅れる可能性及び一時期に集中する可能性

土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事は多くの場合、施設閉鎖、土壌汚染調査、施設解体、土壌汚染浄化工事、及び新しい建築物(マンション等を含みます)の建設という一連の工程の中で実施されます。したがって、何らかの事情により施設閉鎖時期が遅れる、又は解体工事の着工が遅れる等、当社グループに起因しない事情により、土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事の実施時期が遅れる場合があります。また、汚染の状況によっては、追加調査が必要な場合があります。このような場合は、調査期間が長引く若しくは土壌汚染浄化工事の実施時期が遅れることもあるため、結果として売上計上時期が計画から遅れる可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが大規模な土壌汚染対策に関する案件を受注した場合、若しくは多数の受注工事が一時期に集中した場合等には、該当する四半期決算の売上高は大幅に増加する可能性があります。当該四半期決算の経営成績だけをもって、当社グループの通期の経営成績を見通すことは困難である点には留意する必要があります。

汚染の状況によって費用が変動する可能性

土壌汚染浄化工事は、土壌汚染調査の結果を基に設計・積算して、工事価格を決定しますが、土壌汚染調査は必ずしも当社グループが実施するわけではなく、他社が実施した既存の調査結果を基に設計・積算することがあります。したがって、土壌汚染調査の結果と実際の汚染状況が著しく異なる場合は、工事費用が変動する可能性があります。その場合は、顧客へ説明し、工事価格の増額交渉を行います。例えば「原位置浄化」か、それ以外の工法かにより利益率が異なるため、利益率の低い工法を選択せざるを得ない場合は、当初予定の利益を確保できない可能性があります。また、近年、不動産開発業者との契約で一般的になりつつある増減なしの確定した金額での責任施工として土壌浄化工事を請け負った場合、工事費用が変動した場合の上振れ分を補填する保険に加入しておりますが、免責部分については負担する必要があるため、当初予定の利益を確保できない可能性があります。

為替変動に関するリスク

土壌汚染関連機器・資材は、主に北米メーカーの製品の輸入販売を行っております。また新規に導入した熱脱着技術に関連する機器や資材は、米国テラサーモ社より調達しております。いずれもモドル建てで仕入れているため為替変動により当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

仕入先との取引条件について

土壌汚染関連機器・資材は、主に北米メーカーの製品の輸入販売を行っており、一部のメーカーとの間では日本国内における独占販売契約を締結しております。これら仕入先との取引契約が解消されることは、現状では想定し難いものと認識しておりますが、今後不測の要因により主要な仕入先との取引契約が解消された場合は、当社グループの事業展開及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

サービス及び商品の欠陥について

当社グループは品質管理に細心の注意を払っておりますが、提供するサービス及び商品に欠陥が生じるリスクがあります。その場合、当社グループは、サービス又は商品の欠陥が原因で生じた損失に対する責任を追及される可能性があります。さらに、サービス又は商品に欠陥が生じたことにより社会的評価が低下した場合は、当社グループのサービス及び商品に対する顧客の購買意欲が低減する可能性があります。これらの場合、当社グループの財政状態及び経営成績等が悪影響を受ける可能性があります。

海外展開について

当社グループは中国や東南アジア、中東諸国を中心とした海外市場において、積極的な事業展開を推進していく予定です。海外事業展開には、事業投資に伴う為替リスク、カントリーリスク、出資額又は出資額を超える損失が発生するリスク等を伴う可能性があり、加えて目下の新型コロナウイルスの感染拡大により当該国の経済活動が停滞する可能性があります。それによって計画どおりに事業展開ができない場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク
法的規制リスク

当社グループの事業に係る主要な法的規制は以下のとおりであります。

a. 建設業関係

土壌汚染対策事業で実施する土壌汚染浄化工事には、重機を使用する現場での汚染土壌の浄化工程や汚染土壌の掘削工程等が含まれ、これらの工程は土木工事に該当するため、「建設業法」の規制を受けます。

当社グループにおいて土壌汚染対策事業を担当する事業会社は、土木工事業等について「特定建設業」の許可を取得しております。万一、「建設業法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令又は許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

b. 指定調査機関関係

土壌汚染対策事業では、工場跡地等の不動産の売買時及び同土地の再開発時等に汚染の有無を確認するための土壌汚染調査を行います。しかしながら、「土壌汚染対策法」で土壌汚染状況調査を義務付けられた区域の調査は、環境大臣による指定を受けた「指定調査機関」が行うこととされております。

当社グループで土壌汚染対策事業を担当する事業会社は、「指定調査機関」の指定を受けております。万一、「指定調査機関」の適格要件に抵触し、指定を取り消された場合は、当社グループの事業展開及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

c. 不動産業関係、税制の制定・改定について

ブラウンフィールド活用事業は、「宅地建物取引業法」による規制を受けており、当社グループにおいて当該事業を担当する事業会社は、「宅地建物取引業」の許可を取得しております。万一、「宅地建物取引業法」に抵触し、許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

また、住宅税制、消費税等が制定・改定された場合には、不動産等の取得・保有・売却等にかかる費用の増加及びこれらの要因による顧客の購買意欲の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産等に関するリスク

当社グループは、当社グループが運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害しないように取り組んでおります。しかしながら、今後当該事業分野において第三者の権利が成立した場合又は認識していない権利が既に成立している場合は、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性並びに権利に関する使用料等の対価の支払が発生する可能性があります。また、当社グループが所有する商標権が、第三者より侵害された場合には当社グループのブランドイメージが低下する可能性がある他、解決までに多くの時間と費用を要する可能性があります。それらの場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理に関するリスク

顧客や取引先の個人情報や機密情報を保護することは、企業としての信頼の根幹をなすものであります。当社グループでは、社内管理体制を整備し、従業員に対する情報管理やセキュリティ教育等、情報の保護について種々の対策を推進しておりますが、情報の漏洩が全く起きないという保証はありません。万一、情報の漏洩が起きた場合、当社グループの信用は低下し、顧客等に対する賠償責任が発生する等、当社グループの財政状態及び経営成績等が悪影響を受ける可能性があります。

自然災害・火災・事故等への対応について

地震、風水害等の自然災害により当社グループが運営する太陽光発電所・事務所・設備・社員とその家族等に被害が発生した場合には、損害保険等を付与してリスクヘッジは行っているものの、当社グループの財政状態及び経営成績等が悪影響を受ける可能性があります。また、当社グループは安全を第一とし、労使間において安全衛生協議会を設けて、安全パトロールや安全教育を実施する等事故の防止に努めておりますが、万一、重大な労働災害、事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、経営成績等に影響を与える可能性があります。

小規模会社であること

当社グループの人員は、当連結会計年度末現在、取締役10名、監査役3名(非常勤監査役2名を含みます)、従業員79名の小規模な組織であり、内部管理体制はこの規模に応じた組織で対応しております。今後は、事業の拡大に伴い、管理体制をさらに充実させていくため、組織の拡大に応じた人材育成、人材補強を行う方針ですが、それらの施策が適切に実行できない場合には、事業の運営に支障が生じ、当社グループの事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途について

当社が実施した資金調達の使途については、土壤汚染対策事業の国内・海外展開費用及びブラウンフィールド活用事業の土地仕入資金等に充当する計画であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在、成長過程にあると考えており、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。そのため当期及び次期の利益につきましては、積極的な事業展開及び経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当する方針であります。将来的には、事業会社全社の黒字化の見通しが立つこと等一定の目安をもって株主への利益還元を検討してまいります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については現時点において未定であります。

潜在株式について

当社は、役員及び従業員へのインセンティブを目的として、新株予約権(以下、ストック・オプションと記載しています)を付与しており、今後も新たなストック・オプションの付与を検討する予定であります。現在付与しているストック・オプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項について

当社が複数の金融機関との間で締結している借入に係る契約の一部には、財務制限条項が定められております。今後、当社の経営成績が著しく悪化するなどして財務制限条項に抵触した場合、借入先金融機関の請求により当該借入について期限の利益を喪失し、一括返済を求められるなどして、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当期の経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、高い水準にある企業収益を背景に雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。ただし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により景気は足元で大幅に下押しされており、厳しい状況に転じております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に景況感が悪化し、予断を許さない状況に転じました。

子会社を展開する中国では、2019年1月1日に土壤污染防治法が施行され、景気は緩やかに減速しているものの土壤汚染調査・修復の需要が顕在化してまいりました。

このような背景のもと、土壤汚染対策事業を中心にグループの総合力を活かして、ブラウンフィールド活用事業や自然エネルギー事業を積極的に展開いたしました。

当連結会計年度の売上高は7,408,498千円（前年同期比13.5%減）となりました。前連結会計年度に稼働開始した石川県羽咋郡の発電所の売電収入が増加したものの、土壤汚染対策事業において、大型案件の割合が減少したことに加え、採算性の悪い分野を縮小したことにより減収となりました。

経常利益は521,396千円（同19.6%増）となりました。増益の主な要因は、前連結会計年度で発生した土壤汚染対策事業における新工法への先行投資及び新規事業の撤退に伴う一時的な要因がなくなったことに加え、元請けの案件の割合が増加したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益555,393千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失150,957千円）となりました。増益の主な要因は、前記経常利益の増益要因に加えて、当社グループで保有した太陽光発電設備（合計9カ所）を譲渡し、固定資産売却益606,437千円を計上したことによるものです。なお、当該譲渡額を原資として借入金を期限前返済したため、一時費用としてデリバティブ解約損298,126千円を計上しております。この借入金返済（総額3,687百万円）に伴い、自己資本比率が32.5%（前連結会計年度末23.9%）にまで改善しております。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

（土壤汚染対策事業）

改正土壤汚染対策法の施行と主要な自治体条例が改正されたことを受け、コンサルティング業務の引き合いが増えるとともに、新規顧客からの調査案件数が増加しております。また、土壤汚染の対策工事を請けたサイトで建築工事も請けるといった複合的な内容の案件もあり、従来の事業閉鎖に伴う調査・対策だけでなく、土地開発にも絡んだ提案を増やすよう体制を強化しております。鉦研工業株式会社との資本業務提携がスタートし、国内外での販売力の強化、技術・サービスの共同開発を開始いたしました。全体の案件数は増加しておりますが、昨年と比較し大型案件の割合が少ないこと、売上の規模によらず採算性の悪い分野を縮小したことが影響し減収となりました。一方、利益面に関しては、元請け案件の増加、前連結会計年度に発生した新工法への先行投資及び新規事業の立ち上げ遅れなどの一時的な要因がなくなったことに加え、工事進行基準の案件における施工改善等により原価率の見直しが行われ、利益率が改善され増益となりました。

中国では、土壤污染防治法が施行され日系企業からの問合せと受注が増加してまいりました。現時点ではコンサルティングと調査業務が主体であり、修復業務を受注できなかったことにより、単年度黒字は確保できませんでした。これらを修復業務やエンジニアリングサービスに展開してまいります。

その結果、売上高は4,627,613千円（前年同期比24.9%減）となり、セグメント利益は240,706千円（同80.3%増）となりました。

（ブラウンフィールド活用事業）

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、相対で進められる案件や売主直の案件の情報収集を行い、メッキ工場跡地を含む6物件を仕入れました。購入した物件の中には、形質変更時要届出区域の指定を受けている物件もあります。販売に関しては、浄化等が完了した17物件の販売を行いました。その中には要措置区域から2年間モニタリングの後、指定区域を解除して販売した物件や株式会社エンバイオ・エンジニアリングにて建物の改修工事を行い販売した物件も含まれております。

大規模な土壤汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、前連結会計年度に取得した横浜市内の土地は、2021年3月期の売却を目指しております。また、厚木市内の工場の売買契約を締結し、2021年3月期に引き渡しを受ける予定です。

その結果、売上高は1,522,759千円（同4.5%増）となり、セグメント利益は218,663千円（同5.5%減）となりました。

(自然エネルギー事業)

埼玉県上尾市で太陽光発電所の新規稼働を開始し、当連結会計年度末における太陽光発電所は30か所、総発電量36,239kWが稼働しております。2018年11月に稼働した当社グループ最大規模の石川県羽咋郡の発電所の売電収入の増加を主な要因として、大幅な増収増益となりました。2019年10月12日に襲来した台風19号の影響を一部の発電所で受けておりましたが、順次復旧する見通しとなっております。

FIT価格低下に伴い、国内太陽光案件を取り巻く状況が厳しくなっており、海外を含む新規案件の情報収集及びセカンダリー案件の検討に注力してまいりました。現在、ヨルダンで1か所(太陽光発電所)、トルコで2か所(バイオマス発電所)の再生可能エネルギー発電事業参画の準備を進めております。

その結果、売上高は1,258,125千円(同33.6%増)となり、セグメント利益は177,716千円(同36.4%増)となりました。

財政状態の分析**(資産)**

当連結会計年度末における資産につきましては、総資産は15,034,071千円となり、前連結会計年度末に比べ3,047,164千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が639,183千円増加したものの、有形固定資産が3,772,694千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、10,143,476千円と前連結会計年度末に比べ3,608,942千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が284,751千円増加したものの、長期借入金が3,994,057千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産につきましては、4,890,594千円と前連結会計年度末に比べ561,777千円増加いたしました。これは主に資本金が23,950千円、資本剰余金が23,950千円及び利益剰余金が555,393千円増加したものの、その他有価証券評価差額金が47,066千円減少したこと等によるものであります。

キャッシュ・フロー状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ769,180千円増加し、2,951,027千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は951,622千円(前連結会計年度は390,619千円の使用)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益834,120千円及び減価償却費418,571千円があったものの、利息の支払額132,031千円及び仕入債務の減少額87,653千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、獲得した資金は3,868,314千円(前連結会計年度は638,086千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出357,111千円及び有価証券の取得による支出349,465千円があったものの、有形固定資産の売却による収入4,379,215千円及び定期預金の払戻による収入130,000千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は4,061,922千円(前連結会計年度は153,806千円の使用)となりました。これは主に、長期借入れによる収入875,967千円があったものの、長期借入金の返済による支出4,397,205千円、短期借入金の純減少額219,700千円及び社債の償還による支出155,000千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況**(a) 生産実績**

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(b) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
土壌汚染対策事業	4,085,185	79.4	1,826,905	77.1

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引は相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. ブラウンフィールド活用事業、自然エネルギー事業につきましては、受注に該当する事項がないため、記載すべき事項はありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
土壌汚染対策事業 (千円)	4,627,613	75.1
ブラウンフィールド活用事業 (千円)	1,522,759	104.5
自然エネルギー事業 (千円)	1,258,125	133.6
合計 (千円)	7,408,498	86.5

- (注) 1. セグメント間内部取引振替後の数値によっております。
 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、総販売実績の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本文の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作られております。

当社グループは、この連結財務諸表の作成にあたって、貸倒引当金、固定資産の減損、減価償却資産の耐用年数の設定、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。

当社経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき判断しておりますが、記載した予想、見通し等の将来に関する事項につきましては、不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社グループの連結財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照下さい。

キャッシュ・フロー状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況につきましては「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フロー状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

(a) 財務戦略の基本的な考え方

当社グループは、企業価値向上のために戦略的に経営資源を配分することを財務戦略の基本方針としております。

厳格な財務規律のもとで負債の活用を積極的進めるとともに、適切な情報開示・IR活動を通じて株主資本コストの低減に努めることにより、資本コストの低減および資本効率の向上を図ります。

新規事業投資については、積極的に取り組む方針ですが、企業価値の向上の期待値のみならず、当社グループが当該事業へ投資することの意義を慎重に検討してまいります。

(b) 経営資源の配分に関する考え方

当社グループは、適正な手元現金の水準について常に検証を実施しております。安定的な経営に必要な手元現金水準を設定し、それを超える分については、「追加的に配分可能な経営資源」と認識し、企業価値向上に資する経営資源の配分に努めます。

同時に、手元現金及び今後創出するフリーキャッシュ・フローから、株主還元についても検討してまいります。

(c) 資金需要の主な内容

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、販売用不動産の購入費用及び、各事業の販売拡大に伴う運転資本の増加であります。また、投資を目的とした資金需要は、自然エネルギー発電所への設備投資及び、新規事業参入のための出資等によるものであります。

(d) 資金調達

短期運転資金は、主に営業活動により得られたキャッシュフローを財源としておりますが、増加運転資本に対応するために必要な資金については、金融機関からのコミットメントライン等の融資枠による短期借入によって流動性を保持しております。

設備投資や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。また、設備投資の一部はリース取引によっております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は8,159,254千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は2,951,027千円となっております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

経営戦略の現状と見通し

当当社グループは、環境保全に役立つサービスや製品の提供を通して、環境問題の解決と健やかな環境づくりを推進し、持続可能な社会の構築に貢献することを経営の基本理念とし、「地盤の環境・エネルギーに関わる問題解決を担うグローバルな専門企業集団」となることを目指しております。それに向けた当社グループの経営戦略の基本は、土壌汚染調査や土壌汚染浄化工事といった単品のサービスではなく、それらに付随する顧客の幅広いニーズを掘り起こし、包括的に応える「ワンストップのパッケージ・ソリューション」を提供することとしております。

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いております。しかしながら浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

当社グループでは、土壌汚染問題の黎明期にいち早く導入した汚染土壌を掘削・場外搬出せずに場内で浄化ができる経済性の高い「原位置浄化・オンサイト浄化」に関する技術力を核心的競争力として他社を圧倒する実績を蓄積することを目指してまいりました。その結果、土壌汚染地の調査から幅広い選択肢での浄化工事を提供できる体制を整えることができました。さらに多数の土壌浄化実績に裏付けられたリスク評価を背景に土壌汚染地を現状有姿で購入し、浄化工事によってバリューアップさせた後に再販する事業を展開することで、土壌汚染地の調査・対策から有効活用までの一貫した独自のサービスを提供しております。また、鉱研工業株式会社との資本業務提携を梃子に土壌汚染対策事業を地盤環境事業の方面に土壌汚染から事業領域を拡大してまいります。

さらに国内で培った「原位置浄化・オンサイト浄化」のノウハウと実績を環境規制が急速に強化されている中国などアジア諸国の土壌汚染問題解決に積極展開し、グローバル企業としての成長を目指します

また、土地の有効活用策としてスタートさせた自然エネルギー事業では、既に国内で36.2MWの太陽光発電所を建設し、順調に事業拡大を進めております。安定的な収益を上げ、当社グループの成長戦略を財務的に支える事業として育ててまいりました。自然エネルギー事業については、国内の電力固定買取価格の低下に伴い新規案件の収益性が悪化することを勘案し、自然エネルギー需要の増加が見込まれる海外での新規案件の発掘と開発にも力を注いでまいります。

これらの事業活動を通して土壌汚染問題に直面した国内の顧客の幅広いニーズに一貫して応えること、ならびに海外への技術提供による継続的な事業の発展、収益の向上を進めてまいり、土壌汚染関連業界内でのリーディングカンパニーを目指します。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

新型コロナウイルス感染症による経営成績等への影響について

新型コロナウイルス感染症の影響については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したとおりですが、顧客先への訪問規制や在宅勤務などにより、直接訪問ができない中、メールやリモート会議により通常とは異なる営業活動を行ってまいりました結果、当連結会計年度の業績への影響は軽微でありました。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息する時期は不明であることから、当社では、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が翌連結会計年度に概ね回復すると想定し、営業計画を見積もっております。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響が想定以降も続く場合や実際の終息時期によって、業績が変動する可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 独占販売権を受けている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社エンバイオ・エンジニアリング (連結子会社)	KEJR ENGINEERING, INC	米国	Geoprobe®Systems 関連商品	2010年 12月1日	Geoprobe®Systems 関連商品の日本 における独占販 売権及びアジア 全域における販 売権	2010年12月1 日～2012年11月 30日以降2年毎 の自動更新
株式会社エンバイオ・エンジニアリング (連結子会社)	REGENESIS Bioremediation Products, Inc.,	米国	ORC, ORC-Advanced HRC, 3DMicro Emulsion, RegenOx PersulfOx PlumeStop	2013年 8月1日	契約品目の日本 における独占販 売権及び中国に おける販売権	2013年8月1 日～2014年8月 1日以降1年毎 の自動更新

(2) ライセンス契約

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
提出会社	日本シーガテック 株式会社	原位置熱脱着技術の実施権	2016年3月18日から 2021年3月17日まで

(3) 電力供給契約

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
提出会社	東北電力株式会社	太陽光発電による売電 (金谷B地区発電所)	2016年1月15日から 2036年1月14日まで
太陽光パーク2合同会社 (連結子会社)	東北電力株式会社	太陽光発電による売電 (金谷A地区発電所)	2016年1月15日から 2036年1月14日まで
太陽光パーク2合同会社 (連結子会社)	東北電力株式会社	太陽光発電による売電 (引田地区発電所)	2016年2月29日から 2036年2月28日まで
ヴェガ・ソーラー合同会社 (連結子会社)	中国電力株式会社	太陽光発電による売電 (PVNext EBH 美咲町発電所)	2015年9月30日から 2035年9月29日まで
アルタイル・ソーラー合同会社 (連結子会社)	北海道電力株式会社	太陽光発電による売電 (PVNext EBH 浦幌第一発電所)	2017年3月15日から 2037年3月14日まで
提出会社	九州電力株式会社	太陽光発電による売電 (熊本県菊池メガソーラー発電 所)	2016年12月19日から 2017年12月18日まで 以降1年毎の自動更新
提出会社	東北電力株式会社	太陽光発電による売電 (岩手県紫波メガソーラー発電 所)	2017年4月17日から 2037年4月16日まで
提出会社	中部電力株式会社	太陽光発電による売電 (EBH 伊那発電所)	2018年3月12日から 2036年3月23日まで
提出会社	中部電力株式会社	太陽光発電による売電 (EBH 茅野スタジアム発電所)	2018年3月9日から 2036年7月30日まで
提出会社	東京電力パワーグ リッド株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア久喜 発電所)	2018年3月20日から 2037年12月18日まで
提出会社	東京電力エナジー パートナー株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア久喜 発電所)	2017年11月1日から 2037年4月30日まで
提出会社	東京電力パワーグ リッド株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア守谷発電所)	2018年3月29日から 2038年3月28日まで

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
提出会社	東京電力パワーグリッド株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア羽生発電所)	2018年3月20日から 2038年3月19日まで
提出会社	東京電力パワーグリッド株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア春日部発電所)	2018年8月3日から 2038年8月2日まで
提出会社	東京電力パワーグリッド株式会社	太陽光発電による売電 (ロジスクエア上尾太陽光発電所)	2019年11月20日から 2039年12月10日まで
太陽光パーク2合同会社 (連結子会社)	北陸電力株式会社	太陽光発電による売電 (石川県志賀町メガソーラー発電所)	2018年11月30日から 2038年11月29日まで

(4) 資本業務提携契約

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
提出会社	株式会社シーアールイー	資本業務提携契約	期間の定めなし
提出会社	鉦研工業株式会社	資本業務提携契約	期間の定めなし

(5) 固定資産の譲渡

当社は、2019年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産を譲渡することについて決議し、2019年6月28日に譲渡を完了しました。

1. 理由

当社並びに当社連結子会社である太陽光パーク2合同会社、ヴェガ・ソーラー合同会社及びアルタイル・ソーラー合同会社(以下、「連結子会社3社」と言います。)が運営する9カ所のメガソーラー発電所に関し、興銀リース株式会社とセールアンドリースバック契約(発電所をリース会社に譲渡し、改めてリースを受ける取引)を締結し、当該契約に基づいた資金を活用し、今後、長期借入金の返済による財務安定化と、中期経営計画達成に向けた新たな設備投資や長期運転資金に、有効的かつ機動的に充当することを予定しております。

2. 譲渡資産及び同資産のリースに関する内容

会社名	譲渡価額 (百万円)	リース料総額 (百万円)	リース開始日 (リース期間)	固定資産譲渡先 リース契約締結先
提出会社 太陽光パーク2合同会社 ヴェガ・ソーラー合同会社 アルタイル・ソーラー合同会社	4,100	3,938	2019年 6月28日 (12年間)	興銀リース株式会社

(注) 興銀リース株式会社は2019年10月付でみずほリース株式会社へ商号変更しております。

(6) 借入金の期限前返済及び金利スワップ契約の解約

当社は、2019年6月25日開催の取締役会で下記のとおり、借入金の期限前返済及び金利スワップ契約の解約を行うことに決議し、2019年6月28日に実行しました。

借入金の期限前返済及び金利スワップ契約解約の理由及び内容

当社並びに連結子会社3社は、上記のセールアンドリースバック契約により、保有している固定資産(太陽光発電設備)を譲渡したことに伴い、当該譲渡額を原資として、株式会社みずほ銀行に対して借入金約3,687百万円を期限前返済及び金利スワップ契約を解約いたしました。

(7) 固定資産の取得

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、連結子会社の株式会社土地再生投資が、鉾研工業株式会社の土地・建物を取得することについて決議し、同日付で不動産売買契約を締結しました。

また、同取締役会において当該資産の取得費用等に充当するために借入を行うことについて決議し、同日付でコミットメントライン契約を締結しました。なお、2020年3月27日で150百万円の資金の借入を実行しており、2020年6月30日に1,320百万円の借入を予定しております。

1. 理由

本取得は、鉾研工業株式会社の企業不動産戦略の一助として、また、工場用地にて発生するブラウン・フィールドの発生を抑制するためにあります。具体的には、本件土地を別用途へ転換する際に発生する土壌汚染対応や、埋設廃棄物の対応を土地所有者として行い、瑕疵のない土地として保有し続けることにより、円滑な不動産開発事業の下支えになるだけでなく、不動産の最有効使用を引き出すこととなります。

2. 取得資産の内容

資産の内容及び所在地	取得価格	現況
土地・建物：10,032.97㎡ 神奈川県厚木市	1,517百万円	ボーリング機器の製造工場

5【研究開発活動】

当社グループは、土壌汚染対策事業の競争力の源泉である原位置浄化技術の強化を目的として研究開発を行っております。

当連結会計年度における研究開発は以下のとおりであります。

塩素化エチレンの高分解能細菌を用いたバイオオーグメンテーションの開発

バイオレメディエーションを適用して浄化した塩素化エチレンの汚染現場より採取した高分解能微生物群集から高分解能細菌を分離獲得（デハロコッコイデス属UCH-ATV1株）しました。これまでに本細菌の同定と遺伝子配列の解析を実施した独立行政法人製品評価技術基盤機構並びに東京農工大学より本細菌の商業利用に関する利用許諾を取得し、またこの細菌で構成される微生物群を用いた土壌浄化方法に関する特許権の譲渡を東京農工大学より受けました。この細菌を大量に培養して汚染現場に注入することにより短期間に効率よく塩素化エチレンを無害なエチレンにまで分解する技術（バイオオーグメンテーション）の開発を進めております。難分解性のクロロエチレンが特定有害物質に追加された揮発性有機塩素化合物の汚染の浄化に威力を発揮する技術として期待しております。

当連結会計年度は、前年度に実施した現場実証試験の結果を補足するために実験室スケールでの性能評価試験及び安全性確認試験を実施いたしました。これらのデータを用いて経済産業省及び環境省が所管する「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」の適合性確認審査の申請書を取りまとめました。さらに実用化に備えて、本細菌を含有する微生物群集（ATV1コンソーシア）の品質を安定的に維持するための長期保存方法を確立し、大量培養法の開発に着手いたしました。

自然的原因による土壌汚染の判定方法の開発

土壌汚染事例の76%（環境省のデータより算出）は重金属類による土壌汚染です。我が国の地質的な特徴から重金属類による土壌汚染には産業活動に由来するものではなく、自然的原因によるものが相当数含まれております。一方、土壌が汚染された土地を安全かつ有効に活用するうえでは、必要十分な土壌汚染対策を実施するとともに、それに要する費用と期間をいかに圧縮するかが重要となってまいります。重金属類による土壌汚染の対策費用を圧縮するには、自然的原因による汚染と産業活動に由来する汚染を区別して対応することが鍵となります。

本開発では、蛍光X線分析手法を用いて土壌中の重金属の化学分析を行い自然的原因による土壌汚染を判定する方法の開発を行っております。当連結会計年度は富山大学から技術指導を受けながら共同研究を行いました。

平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果

熱脱着工法を用いた分解性評価試験方法の確立

原位置熱脱着工法（ISTD）は、高濃度汚染、汚染深度の深い汚染、粘性地盤が汚染されている等の既存の工法では困難又は非効率な現場を効率良く浄化することのできる原位置浄化技術です。米国テラサーモ社より日本国内での実施権を取得し、前連結会計年度までに実際の汚染現場での本施工を通して、浄化工事の設計技術、処理設備の設計製作技術、施工技術、運転管理技術を導入、確立いたしました。

当連結会計年度は、熱脱着工法の適用可能性を事前に実験室内で評価するための試験方法の確立を目的として、重油と揮発性有機塩素化合物の複合汚染を対象に実験を行いました。

当連結会計年度の研究開発費は、25,923千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施しました設備投資(無形固定資産を含みます。)の総額361,504千円(連結消去後)であり、セグメント毎の内訳は次のとおりであります。

土壌汚染対策事業においては、浄化用関連機材等に6,072千円の投資を実施いたしました。

ブラウンフィールド活用事業においては、事業用収益物件に332,333千円の投資を実施いたしました。

自然エネルギー事業においては、太陽光発電設備に20,848千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備を売却しており、その内容は次のとおりであります。

2020年3月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	セグメント	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (千円)
当社	金谷B地区発電所 (宮城県角田市)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	152,879
	熊本菊池発電所 (熊本県菊池市)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	122,776
	岩手紫波発電所 (岩手県紫波郡)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	399,971
	茅野スタジアム発電所 (長野県茅野市)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	368,646
	伊那発電所 (長野県伊那市)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	154,240
ヴェガ・ソーラー 合同会社	PVNext EBH美咲町発電所 (岡山県久米郡)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	652,477
アルタイル・ソーラー 合同会社	PVNext EBH浦幌第一発電 所 (北海道十勝郡)	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	658,815
太陽光パーク2 合同会社	金谷A地区発電所	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	587,591
	引田地区発電所	自然エネルギー事業	太陽光発電設備	2019年6月	606,545
株式会社関東ミキシン グコンクリート	中間処理施設 (千葉県白井市)	土壌汚染対策事業	汚泥中間処理プラ ント	2019年6月	280,814

(注)1. 当社並びに当社連結子会社である太陽光パーク2合同会社、ヴェガ・ソーラー合同会社及びアルタイル・ソーラー合同会社が運営する9ヶ所のメガソーラー発電所に関し、みずほリース株式会社(旧、興銀リース株式会社)とセールアンドリースバック契約(発電所をリース会社に譲渡し、改めてリースを受ける取引)を締結し、引き続き当社グループで太陽光発電所の運営を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	土地 (千円)	建設仮 勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	-	本社設備	7,002	14,000	-	3,681	24,684	10
千葉若葉発電所 (千葉県千葉市)	自然エネルギー事 業	太陽光 発電設備	-	-	54,572	-	54,572	-

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円)	建設仮 勘定 (千円)	その他 (千 円)	合計 (千円)	
株式会社エンバイオ・エンジニアリング	本社 (東京都千代田区) 他2支店 エンバイオTOKYO R&D センター (埼玉県川越市)	土壌汚染 対策事業	本社設 備、浄化 設備及び デモ設備	47,489	96,686	230,942	-	21,833	396,952	66
株式会社エンバイオ・リアルエステート	本社 (東京都千代田区)	ブラウン フィールド 活用事業	事業用 収益物件	422,618	-	970,486	-	35,104	1,428,209	3
ヴェガ・ソーラー合同会社	PVNext EBH 美咲町第二発電所 (岡山県久米郡)	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	-	14,769	-	2,783	-	17,552	-
アルタイル・ソーラー合同会社	PVNext EBH 浦幌第一発電所 (北海道十勝郡)	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	1,424	-	-	-	-	1,424	-
ソーラー年金株式会社	二ツ塚小学校 発電所 (千葉県野田市) 他12発電所	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	-	369,810	-	-	-	369,810	-
太陽光パーク2合同会社	La Energia CIERVO Rojo (石川県羽咋郡)	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	-	3,569,364	1,136	-	-	3,570,500	-

(注) 1. 上記の金額には建設仮勘定を除き消費税は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は「ソフトウェア」、「工具、器具及び備品」、「特許権」及び「借地権」の合計であります。

(3) 海外子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
				建設仮 勘定 (千円)	合計 (千円)	
Enbio LeI Taqa FZC LLC	本社 (Ajman,UAE)	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	12,567	12,567	-

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額	既支払額		着手	完了	
当社	千葉若葉発電所 (千葉県千葉市)	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	173,190千円	54,572千円	自己資金	2020年2月	2021年4月	-
Enbio LeI Taqa FZC LLC	Jordan	自然エネル ギー事業	太陽光 発電設備	764千USD	382千USD	自己資金	2019年12月	2020年9月	-

(注) 上記金額に消費税が含まれております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,140,000
計	11,140,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,571,200	6,571,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	6,571,200	6,571,200	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれません。

2. 発行済株式のうち67,000株は、2019年5月22日付の取締役会決議により、2019年6月20日付で譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(46,900千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2011年6月23日定時株主総会決議及び2011年6月24日取締役会決議

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社取締役 6 当社及び当社子会社従業員 20
新株予約権の数(個)	850 [850](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,000 [85,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2
新株予約権の行使期間	2013年6月30日～2021年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含みません。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限り。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

2011年6月23日定時株主総会決議及び2011年6月24日取締役会決議

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 1
新株予約権の数(個)	100 [100](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [10,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注) 2
新株予約権の行使期間	2013年6月30日～2021年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含みません。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

新株予約権者が、当社の外部協力者（顧問等を含みます。）でなくなったとき。ただし、新株予約権者が引き続き当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役もしくは従業員の地位に就任した場合で、当社の承認を得た場合は例外とする。

新株予約権者が死亡したとき。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

2012年12月21日臨時株主総会決議及び2012年12月21日取締役会決議

決議年月日	2012年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役 1 当社及び当社子会社従業員 9
新株予約権の数（個）	80 [80](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000 [8,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年12月28日～2022年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含みません。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。
新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

2012年12月21日臨時株主総会決議及び2013年8月23日取締役会決議

決議年月日	2013年8月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社子会社従業員 6
新株予約権の数（個）	10 [10](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,000 [1,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年8月31日～2022年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含みません。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。
新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

2016年7月1日取締役会決議（有償ストックオプション）

決議年月日	2016年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社子会社取締役 13 当社及び当社子会社従業員 18
新株予約権の数（個）	316 [316](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 31,600 [31,600](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	846(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年7月1日から2021年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 846 資本組入額 423
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整後生じる1円未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含みません。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期のいずれかの期における連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益が次の各号に掲げる条件の双方またはいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号ごとに掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益については、当社有価証券報告書記載の連結損益計算書における当該期にかかる連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益（当該期において連結損益計算書を作成しない場合は、当該期にかかる損益計算書における売上高及び当期純利益とする。以下同様とする。）とし、当該条件を最初に充足した期の有価証券報告書提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

(a) いずれかの期における連結売上高が85億円以上の場合

各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50%

(b) いずれかの期における親会社株主に帰属する当期純利益が5億円以上の場合

各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50%

適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の相続人による権利行使は認めない。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年4月30日 (注)1	5,000	4,154,200	600	430,382	600	340,382
2015年8月31日 (注)1	32,000	4,186,200	3,200	433,582	3,200	343,582
2015年10月13日 (注)2	1,200,000	5,386,200	481,200	914,782	481,200	824,782
2015年12月31日 (注)1	38,500	5,424,700	3,850	918,632	3,850	828,632
2016年5月31日 (注)1	20,000	5,444,700	2,250	920,882	2,250	830,882
2016年9月30日 (注)1	8,000	5,452,700	1,050	921,932	1,050	831,932
2017年3月31日 (注)1	4,500	5,457,200	525	922,457	525	832,457
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	981,500	6,438,700	833,976	1,756,434	833,976	1,666,434
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	60,500	6,499,200	6,100	1,762,534	6,100	1,672,534
2019年6月20日 (注)3	67,000	6,566,200	23,450	1,785,984	23,450	1,695,984
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	5,000	6,571,200	500	1,786,484	500	1,696,484

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当

割当先 株式会社シーアールイー

発行価額 802円

資本組入額 401円

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価額 700円

資本組入額 350円

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	22	30	31	7	3,636	3,729	-
所有株式数(単元)	-	2,608	3,028	13,695	5,019	91	41,254	65,695	1,700
所有株式数の割合(%)	-	3.969	4.609	20.846	7.639	0.138	62.796	100.000	-

(注) 自己株式68株は、「単元未満株式の状況」に68株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社シーアールイー	東京都港区虎ノ門2丁目10番1号	1,280,000	19.48
西村実	千葉県習志野市	529,700	8.06
中村賀一	神奈川県横浜市都筑区	387,000	5.89
平田幸一郎	東京都杉並区	200,000	3.04
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2-2	178,300	2.71
BNY FOR GCM RE GASBU	BAHNHOFSTRASSE 45 CH-8021 ZURICH, SWITZERLAND	117,200	1.78
竹田寛	福岡県久留米市	100,000	1.52
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	80,900	1.23
織田邦夫	神奈川県川崎市	80,000	1.22
中間哲志	東京都新宿区	78,000	1.19
計	-	3,031,100	46.13

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,569,500	65,695	-
単元未満株式	普通株式 1,700	-	-
発行済株式総数	6,571,200	-	-
総株主の議決権	-	65,695	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数	処分価額の総額 (千円)	株式数	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
償却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	68	-	68	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、これまで積極的な事業展開及び経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことを優先してまいりました。他方、当社が目指す中長期的な視点で事業拡大を図る方針に理解を深めていただくための継続的な利益還元の重要性も認識しております。各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら、安定的、継続的に株主還元が可能と判断した際には積極的に株主への利益還元を検討していく方針であります。しかしながら、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念に基づき、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、少数の取締役による迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。重要な経営情報等について、タイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係を構築することに努めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。

(1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は有価証券報告書提出日現在において、代表取締役の西村実を議長とし、取締役である中村賀一、草場周作、山本敏仁、横溝透修、亀山忠秀（社外取締役）及び小竹由紀（社外取締役）の7名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定しております。現在、当社では原則として毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては業績の状況、その他業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、監査役からは監査役監査の報告を受けております。また、監査法人からの指摘事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の管理職に指示をしております。

また、当社は経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、経営監督機能を強化するとともに、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図っております。

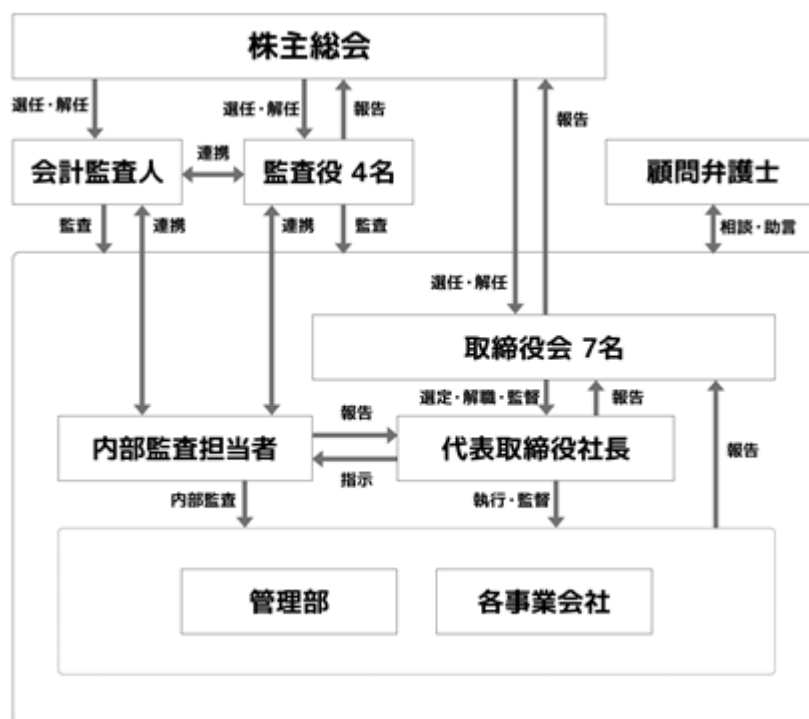
(2) 監査役・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役である行川一郎（社外監査役）、非常勤監査役である星野隆宏（社外監査役）、平田幸一郎（社外監査役）及び高山和夫（社外監査役）計4名で構成されております。星野隆宏は弁護士、平田幸一郎は公認会計士であり、それぞれの専門的見地からも経営監視を実施しております。

監査役会に関しては、原則として毎月1回定時監査役会の開催を予定しており、取締役会の意思決定の適正性について意見交換される他、常勤監査役である行川一郎から取締役等の日常の業務執行に関する報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

また、常勤監査役である行川一郎は、会計監査人及び内部監査担当者との情報交換を積極的に行うことにより情報の共有化に努め、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項
内部統制システムの整備の状況
業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「エンパイオ・ホールディングスグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、社会倫理を優先させる行動をするよう周知徹底しております。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底することとしております。また、大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとしております。さらに、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとしております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。
- ・ 「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する管理部と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
- ・ 子会社の業務活動全般も内部監査担当者による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・整備に努めます。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
- ・ 子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況を定期的に当社の取締役会で報告をするものとしております。

ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 子会社のリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。

ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとします。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。

ロ. 監査役を補助すべき使用人の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。

g. 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

監査役を補助すべき使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。

h. 当社の監査役への報告に関する体制について

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の体制について

- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
- ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

- ロ．子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとします。
 - ・子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。
 - ・「内部通報規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課します。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しております。
- i. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。
- j. その他、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ．取締役及び使用人は、監査役による監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役に監査に協力します。
 - ロ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査担当部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。
- k. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備について
当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。
- l. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について
- イ．当社は、反社会的勢力への対応について、管理部を対応窓口として、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策実施マニュアル」を制定し、当社のステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことのチェックを指示し確認します。
 - ロ．当社は、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応、毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	西村 実	1958年11月7日生	1981年4月 ライオン株式会社 入社 1990年5月 株式会社日本総合研究所 入社 2000年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ(現：当社) 取締役 2003年1月 株式会社アイ・エス・ソリューション(現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 代表取締役 2006年8月 株式会社ランドコンシェルジュ(現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 取締役 2008年1月 当社代表取締役社長(現任) 2010年3月 株式会社ビーエフマネジメント(現：株式会社エンバイオ・リアルエステート) 取締役(現任) 2012年6月 江蘇聖泰実田環境修復有限公司 董事 2015年2月 一般社団法人土地再生推進協会 理事 2016年6月 江蘇聖泰実田環境修復有限公司 総経理 2018年2月 恩拜欧(南京)环保科技有限公司 董事長(現任) 2019年6月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役(現任) 2019年6月 株式会社土地再生不動産投資(現：株式会社土地再生投資)代表取締役会長(現任) 2019年9月 株式会社関東ミキシングコンクリート 代表取締役(現任)	(注)3	529,700
取締役	中村 賀一	1973年3月11日生	1995年10月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年7月 平田公認会計士事務所 入所 2004年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ(現：当社) 取締役(現任) 2006年8月 株式会社ランドコンシェルジュ(現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 取締役 2007年6月 株式会社アイ・エス・ソリューション(現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 取締役 2010年3月 株式会社ビーエフマネジメント(現：株式会社エンバイオ・リアルエステート) 取締役(現任) 2012年6月 江蘇聖泰実田環境修復有限公司 董事(現任) 2015年1月 株式会社ネオキャリア 社外監査役 2015年9月 株式会社イデアル 社外監査役(現任) 2016年1月 株式会社ユーザーローカル 社外監査役(現任) 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資(現：株式会社土地再生投資) 取締役 2019年2月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング 取締役(現任) 2019年4月 Enbio Middle East FZE LLC Manager(現任) 2019年7月 Enbio LeI Taqa FZC LLC Manager(現任) 2019年9月 株式会社関東ミキシングコンクリート 取締役(現任)	(注)3	317,000
取締役	草場 周作	1976年1月4日生	2001年4月 国際航業株式会社 入社 2005年2月 株式会社アイ・エス・ソリューション(現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 入社 2014年6月 同社 取締役 2018年4月 同社 代表取締役(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	17,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山本 敏仁	1974年5月7日生	1997年4月 三井不動産建設株式会社(現：みらい建設工業株式会社) 入社 2002年4月 株式会社ジョイント・コーポレーション(現：株式会社長谷工不動産) 入社 2011年3月 株式会社アイ・エス・ソリューション(現：株式会社エンパイオ・エンジニアリング) 入社 2011年3月 株式会社ビーエフマネジメント(現：株式会社エンパイオ・リアルエステート) 出向 2014年4月 同社 代表取締役(現任) 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資(現：株式会社土地再生投資) 取締役(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任)	(注) 3	7,500
取締役	横溝 透修	1979年3月31日生	2010年7月 株式会社ランドコンシェルジュ(現：株式会社エンパイオ・エンジニアリング) 入社 2015年3月 ヴェガ・ソーラー合同会社 職務執行者(現任) 2016年3月 アルタイル・ソーラー合同会社 職務執行者(現任) 2016年4月 当社 経営企画室長 2016年9月 ソーラー年金株式会社 代表取締役(現任) 2016年10月 Carbon&Volts Sdn.Bhd Director(現任) 2016年10月 太陽光パーク2合同会社 職務執行者(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任)	(注) 3	10,100
取締役	亀山 忠秀	1974年12月26日生	2002年7月 株式会社幸洋コーポレーション(現：株式会社コマmercial・アールイー) 入社 2006年6月 株式会社コマmercial・アールイー 取締役 2007年6月 同社 常務取締役 2010年8月 公共シー・アール・イー株式会社(現：株式会社シーアールイー) 入社 2011年7月 株式会社シーアールイー 常務取締役 2016年6月 当社 社外取締役(現任) 2016年9月 NCF不動産投資顧問株式会社(現：ストラテジック・パートナーズ株式会社) 取締役(現任) 2017年8月 株式会社シーアールイー 代表取締役社長(現任) 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資(現：株式会社土地再生投資) 取締役	(注) 3	100
取締役	小竹 由紀	1957年12月1日生	1981年4月 ライオン株式会社 入社 2012年1月 同社 CSR企画担当部長 2015年1月 同社 CSR推進部長 2020年6月 当社 社外取締役(現任)	(注) 4	1,000
常勤監査役	行川 一郎	1949年12月7日生	1972年4月 秋葉公認会計士事務所 入所 1996年3月 第一環境株式会社 入社 2008年6月 同社 監査役 2012年6月 株式会社アイ・エス・ソリューション(現：株式会社エンパイオ・エンジニアリング) 監査役(現任) 2012年6月 株式会社ランドコンシェルジュ(現：株式会社エンパイオ・エンジニアリング) 監査役 2012年6月 株式会社ビーエフマネジメント(現：株式会社エンパイオ・リアルエステート) 監査役(現任) 2012年6月 当社 社外監査役(現任) 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資(現：株式会社土地再生投資) 監査役(現任)	(注) 5	9,000
監査役	星野 隆宏	1955年11月22日生	1981年4月 裁判官任官 1987年4月 弁護士登録 外立法律事務所(現：外立総合法律事務所)パートナー 1996年5月 星野総合法律事務所 開設 2006年9月 アクモス株式会社 監査役 2007年6月 当社 社外監査役(現任) 2014年1月 K&L Gates外国法共同事業法律事務所と統合 パートナー(現任) 2015年6月 株式会社デファクトスタンダード 社外監査役 2018年11月 一般社団法人かけはし 理事長(現任) 2020年2月 BEENOS株式会社 社外監査役(現任)	(注) 5	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	平田 幸一郎	1967年11月5日生	1990年4月 安田火災海上保険株式会社(現:株式会社損害保険 ジャパン) 入社 1992年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 1997年8月 中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイ ザース(現:税理士法人プライスウオーターハウス クーパース) 入社 1999年8月 平田公認会計士事務所 開業 所長(現任) 2001年5月 有限会社アドバンスワン設立 取締役社長(現任) 2006年4月 株式会社ディアーズ・ブレイン 社外監査役(現任) 2007年3月 株式会社カタリスト 社外監査役(現任) 2008年7月 株式会社ビーブラッツ 社外監査役(現任) 2010年3月 第一環境株式会社 社外監査役(現任) 2011年8月 株式会社美人時計(現:BIJIN&CO.株式会社) 社外監 査役(現任) 2012年7月 スターフェスティバル株式会社 社外監査役(現任) 2012年10月 株式会社サマリー 社外監査役(現任) 2013年6月 当社 社外監査役(現任) 2014年1月 ランサーズ株式会社 社外監査役(現任) 2014年5月 カタリズム株式会社(現:アソビュー株式会社) 社外 監査役(現任) 2017年5月 廣和興業株式会社 取締役(現任) 2017年7月 株式会社TIMERS 監査役(現任) 2017年9月 株式会社エプリー 監査役(現任) 2017年12月 22株式会社 監査役(現任) 2018年5月 株式会社カケハシ 監査役(現任) 2019年9月 株式会社マツモト交商 監査役(現任)	(注) 5	200,000
監査役	高山 和夫	1951年8月21日生	1976年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1997年4月 同社 検査部検査課長 2003年4月 同社 監査役室長 2005年4月 三幸株式会社出向 執行役員総務部長 2009年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 常勤監 査役 2012年6月 株式会社コビキタスエンターテインメント 常勤監 査役 2015年3月 株式会社イデアル 常勤監査役(現任) 2020年6月 当社 社外監査役(現任)	(注) 6	-
計					1,101,400

- (注) 1. 取締役 亀山忠秀及び小竹由紀は、社外取締役であります。
2. 監査役 行川一郎、星野隆宏、平田幸一郎及び高山和夫は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役任期は、2017年6月23日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

イ. 社外取締役

当社の取締役は7名であり、そのうち社外取締役は2名であります。

社外取締役の亀山忠秀は、不動産ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、不動産ビジネスにおける高い見識と豊富な経験を有し、かつ経営者の視点をお持ちであることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役の小竹由紀は、東証一部上場企業において、企業の社会的責任(CSR)を責任者として推進してきた豊富な経験と知見をお持ちであることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役の亀山忠秀は、当社の株式を100株、社外取締役の小竹由紀は、当社の株式を1,000株、それぞれ所有しております。これらの関係以外に社外取締役と当社グループとの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ． 社外監査役

当社の監査役は4名であり、そのうち社外監査役は4名であります。

社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、豊富な経験を通じて培われた見識をもって独立した立場から発言を行っております。当社は、社外監査役による意見を当社の監査に反映することで、社外の独立した立場の視点を経営に取り入れ、取締役会の意思決定に客観性や中立性を確保することができると考えております。

なお、社外監査役の行川一郎は、当社の株式を9,000株、社外監査役の星野隆宏は、当社の株式を10,000株、社外監査役の平田幸一郎は、当社の株式を200,000株、それぞれ所有しております。これらの関係以外に社外監査役と当社グループとの間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

ハ． 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

当社は、独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外取締役の選任にあたって、環境ビジネスに関する豊富な経験と高い見識を有していることなどを総合的に考慮しております。また、社外監査役に関しては、企業経営を監督するために有用な企業法務や財務など専門性の高い見識を有する候補者を選任しております。

ニ． 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会への出席や重要書類の閲覧等を実施し、独立した立場から経営の監視機能の役割を担っていただくとともに、事業会社での豊富な経験や他社での監査役経験を通して得た幅広い見識をもとに、公正かつ客観的に意見を述べております。監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、監査役は当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し意見を述べる等、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から適正な監視を行うため定期的に打ち合わせを行い、また、会計監査人とも積極的な情報交換を行うことにより緊密な連携を保っております。

なお、監査役星野隆宏は、弁護士の資格を有し、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。監査役平田幸一郎は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
行川 一郎	13回	13回
星野 隆宏	13回	13回
平田 幸一郎	13回	12回

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部統制の有効性及び実際の業務執行状況について、内部監査による監査・調査を実施しております。具体的には、内部監査室に属する担当者1名が内部監査室以外の部門の監査を担当し、内部監査室の監査は管理部が担当し、監査実施結果を代表取締役社長へ報告することとしております。

また、監査役監査、監査法人による監査及び内部監査の三様監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については各監査役に報告しており、必要に応じて監査法人にも報告いたします。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 打越 隆

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中野 強

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等4名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、定期的に監査法人と情報交換し、また、監査法人から業務遂行状況の報告を受けるなどして、職務の実施状況の把握をしております。当社の監査法人であるEY新日本有限責任監査法人は、品質管理体制、独立性及び監査チームの専門性、職務執行状況等について、問題ないものと認識しております。

g. 監査法人の異動

該当する事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	31,400	-	38,700	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31,400	-	38,700	-

当社および当社連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては、前連結会計年度、当連結会計年度ともに該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、適切に決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額の決定に関する方針

イ．取締役の報酬等

取締役の報酬等の額の決定につきましては、役職位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、代表取締役社長が内規に基づきこれを決定しております。

ロ．監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	74,050	74,050	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	6,795	6,795	-	-	4

(注) 1. 無報酬の社外役員1名を除いております。

2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ、取締役が年額200百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。

3. 当社役員の役員報酬は、当社を頂点とする企業集団内における職務執行割合等を勘案し、内規に基づき役員報酬を決定しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬などの総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は、純投資目的である投資株式に区分し、純投資目的以外の目的の場合は、純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としています。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益につながると考える場合において、このような株式を保有する方針としています。保有株式の検証にあたっては、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを基に精査しています。

提出会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である提出会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	30,000
非上場株式以外の株式	1	288,392

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	347,860	業務提携による関係強化

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

b. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
鉦研工業株式会社	767,200	-	取引関係の維持・強化のため	無
	288,392	-		

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

株式会社エンバイオ・エンジニアリングにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が次に大きい会社である株式会社エンバイオ・エンジニアリングについては以下のとおりであります。

a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	8,995

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	1,604	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

b．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
JXTGホールディング ス株式会社	24,298	21,029	取引関係の維持・強化のため	無
	8,995	10,651		

c．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に係る財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入や監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修への参加並びに社内研修を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,234,860	2,298,043
受取手形及び売掛金	2,141,944	2,135,957
たな卸資産	2,327,354,91	2,324,448,715
その他	481,580	819,041
貸倒引当金	7,183	25,162
流動資産合計	6,963,693	7,579,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	713,316	595,772
減価償却累計額	77,059	120,124
減損損失累計額	124,466	-
建物及び構築物(純額)	2,511,790	2,475,647
機械装置及び運搬具	9,296,347	4,620,994
減価償却累計額	955,586	570,601
減損損失累計額	154,324	-
機械装置及び運搬具(純額)	2,818,643	2,405,392
土地	2,750,417	2,145,260
建設仮勘定	63,891	69,923
その他	17,265	17,941
減価償却累計額	10,195	12,453
減損損失累計額	200	-
その他(純額)	6,869	5,487
有形固定資産合計	9,519,406	5,746,711
無形固定資産		
のれん	142,115	134,107
その他	507,040	481,118
無形固定資産合計	649,155	615,226
投資その他の資産		
投資有価証券	1,159,513	1,243,362
敷金及び保証金	59,892	60,176
長期前払費用	633,808	489,807
その他	78,556	98,421
投資その他の資産合計	931,770	1,083,768
固定資産合計	11,100,333	7,445,706
繰延資産	17,209	8,769
資産合計	18,081,236	15,034,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	793,911	706,257
未払金及び未払費用	92,922	51,088
短期借入金	2,417,130,000	2,414,933,300
1年内返済予定の長期借入金	2,4952,987	2,414,225,807
未払法人税等	-	284,751
工事損失引当金	-	104,721
その他	407,760	527,682
流動負債合計	3,960,580	4,593,609
固定負債		
社債	161,500	106,500
長期借入金	2,49,072,704	2,45,078,647
資産除去債務	241,245	89,422
デリバティブ債務	229,027	224,609
その他	87,361	50,689
固定負債合計	9,791,838	5,549,867
負債合計	13,752,419	10,143,476
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,762,534	1,786,484
資本剰余金	1,841,118	1,865,068
利益剰余金	884,122	1,439,516
自己株式	66	66
株主資本合計	4,487,708	5,091,001
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	73	47,139
繰延ヘッジ損益	171,903	168,588
為替換算調整勘定	12,388	9,868
その他の包括利益累計額合計	159,588	205,860
新株予約権	697	304
非支配株主持分	-	5,148
純資産合計	4,328,817	4,890,594
負債純資産合計	18,081,236	15,034,071

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	8,563,053	7,408,498
売上原価	1,658,426	1,653,320,876
売上総利益	1,977,626	2,087,622
販売費及び一般管理費	2,313,444,164	2,314,134,432
営業利益	633,461	674,189
営業外収益		
受取利息及び配当金	589	2,490
受取家賃	3,300	5,067
貸倒引当金戻入額	3,322	-
預り保証金精算益	180	-
保険解約返戻金	74	-
受取保険金	-	42,768
その他	5,379	9,254
営業外収益合計	12,845	59,580
営業外費用		
支払利息	148,764	130,169
持分法による投資損失	9,835	1,106
支払手数料	28,133	69,413
その他	23,678	11,682
営業外費用合計	210,411	212,373
経常利益	435,896	521,396
特別利益		
固定資産売却益	-	4,610,457
新株予約権戻入益	130	392
特別利益合計	130	610,850
特別損失		
固定資産除却損	563	-
デリバティブ解約損	-	7,298,126
事業撤退損	8,949,244	-
特別損失合計	496,307	298,126
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	60,280	834,120
法人税、住民税及び事業税	146,701	339,448
法人税等調整額	52,024	37,469
法人税等合計	94,676	301,978
当期純利益又は当期純損失()	154,957	532,142
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	4,000	23,251
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	150,957	555,393

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	154,957	532,142
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,069	47,066
繰延ヘッジ損益	34,321	3,314
為替換算調整勘定	147	9,850
持分法適用会社に対する持分相当額	2,030	12,536
その他の包括利益合計	1 38,567	1 46,436
包括利益	193,524	485,706
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	180,672	508,957
非支配株主に係る包括利益	4,000	23,251

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,756,434	1,832,017	1,035,445	66	4,623,830
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	6,100	6,100			12,200
親会社株主に帰属する当期純損失()			150,957		150,957
連結子会社株式の取得による持分の増減		3,000			3,000
連結範囲の変動			365		365
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	6,100	9,100	151,322	-	136,122
当期末残高	1,762,534	1,841,118	884,122	66	4,487,708

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,995	137,582	14,566	121,021	828	4,000	4,507,638
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							12,200
親会社株主に帰属する当期純損失()							150,957
連結子会社株式の取得による持分の増減						4,000	1,000
連結範囲の変動						4,000	3,634
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,069	34,321	2,177	38,567	130	4,000	42,698
当期変動額合計	2,069	34,321	2,177	38,567	130	4,000	178,821
当期末残高	73	171,903	12,388	159,588	697	-	4,328,817

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,762,534	1,841,118	884,122	66	4,487,708
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	500	500			1,000
譲渡制限付株式報酬	23,450	23,450			46,900
親会社株主に帰属する当期純利益			555,393		555,393
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	23,950	23,950	555,393	-	603,293
当期末残高	1,786,484	1,865,068	1,439,516	66	5,091,001

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	73	171,903	12,388	159,588	697	-	4,328,817
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							1,000
譲渡制限付株式報酬							46,900
親会社株主に帰属する当期純利益							555,393
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,066	3,314	2,520	46,271	392	5,148	41,515
当期変動額合計	47,066	3,314	2,520	46,271	392	5,148	561,777
当期末残高	47,139	168,588	9,868	205,860	304	5,148	4,890,594

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	60,280	834,120
減価償却費	492,904	418,571
事業撤退損	496,244	-
のれん償却額	16,236	8,008
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,322	17,978
工事損失引当金の増減額(は減少)	-	104,721
受取利息及び受取配当金	589	2,490
支払利息	148,764	130,169
為替差損益(は益)	1,146	1,150
持分法による投資損益(は益)	9,835	1,106
固定資産売却益	-	610,457
固定資産除却損	63	-
デリバティブ解約損	-	298,126
売上債権の増減額(は増加)	307,547	55,987
たな卸資産の増減額(は増加)	695,636	74,516
仕入債務の増減額(は減少)	140,637	87,653
その他	390,650	177,121
小計	181,625	1,064,434
利息及び配当金の受取額	589	2,490
利息の支払額	147,202	132,031
法人税等の支払額	425,631	16,730
営業活動によるキャッシュ・フロー	390,619	951,622
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,002	2
定期預金の払戻による収入	22,000	130,000
有価証券の取得による支出	1,526	349,465
有形固定資産の取得による支出	626,688	357,111
有形固定資産の売却による収入	-	4,379,215
無形固定資産の取得による支出	4,640	2,008
無形固定資産の売却による収入	-	1,037
敷金及び保証金の差入による支出	2,600	929
敷金及び保証金の回収による収入	368	368
長期前払費用の取得による支出	19,421	1,058
その他	1,575	68,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	638,086	3,868,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	543,000	219,700
長期借入れによる収入	1,245,900	875,967
長期借入金の返済による支出	1,898,906	4,397,205
社債の償還による支出	55,000	155,000
デリバティブ解約による支出	-	195,385
ストックオプションの行使による収入	12,200	1,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1,000	-
非支配株主からの払込みによる収入	-	28,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	153,806	4,061,922
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,146	11,166
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,183,656	769,180
現金及び現金同等物の期首残高	3,347,344	2,181,846
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	18,159	-
現金及び現金同等物の期末残高	2,181,846	2,951,027

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度より、当社連結子会社である太陽光パーク2合同会社の子会社Enbio Middle East FZE LLC及びEnbio Middle East FZE LLCの子会社Enbio LeI Taqa FZC LLCを連結の範囲に含めております。

さらに、当社連結子会社である株式会社土地再生不動産投資は、2019年8月27日に株式会社土地再生投資へ商号変更を行っております。

(2) 非連結子会社の名称等

Carbon & Volts Sdn.Bhd

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模でその総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

江蘇聖泰実田環境修復有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社の名称

Carbon & Volts Sdn.Bhd

持分法を適用していない関連会社の名称

該当事項はありません。

持分法を適用しない理由

持分法適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表又は当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち恩拜欧（南京）環保科技有限公司、Enbio Middle East FZE LLC及びEnbio LeI Taqa FZC LLCの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- イ． 商品.....移動平均法
- ロ． 原材料.....移動平均法
- ハ． 仕掛品.....個別法
- ニ． 仕掛販売用不動産...個別法
- ホ． 販売用不動産.....個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、太陽光発電所に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 4～47年
- 機械装置及び運搬具 4～20年

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

開業費

定額法（5年）によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の発生する期間にわたって均等償却を行っております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

工事請負契約に関する収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

借入利息等の販売用不動産ならびに固定資産の取得原価への算入

有形固定資産の建設に関連する利子費用で建設期間に属するものについては、取得原価に算入しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されております。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解 (注1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

(追加情報)

(販売用不動産から有形固定資産への振替)

当連結会計年度において、販売用不動産のうち213,212千円を所有目的の変更により、賃貸等不動産として使用される有形固定資産に振替えております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、売上高減少等の影響がある事業については、翌連結会計年度中に概ね回復する仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

(固定資産の取得及び多額な資金の借入)

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、固定資産の取得及び資金の借入を決議いたしました。詳細については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照願います。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式等)	118,861千円	107,975千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	431,079千円	255,737千円
受取手形及び売掛金	152,848	145,193
たな卸資産	1,712,096	1,715,068
建物及び構築物	340,762	425,290
機械装置及び運搬具	7,711,387	3,857,189
土地	529,208	514,913
投資有価証券	-	288,392
計	10,877,383	7,201,784

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	396,000千円	42,000千円
1年内返済予定の長期借入金	911,687	1,388,650
長期借入金	8,842,230	4,885,330
計	10,149,917	6,315,980

3. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品	74,067千円	58,072千円
仕掛品	163,781	123,555
仕掛販売用不動産	1,930,937	1,991,239
販売用不動産	566,705	275,847
計	2,735,491	2,448,715

4. 財務制限条項

前連結会計年度(2019年3月31日)

借入金のうち9,417,644千円は、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されています。

当連結会計年度(2020年3月31日)

借入金のうち5,832,472千円は、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されています。

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	218千円	218千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	144,258千円	140,838千円
給料及び手当	314,746	339,996
租税公課	93,845	151,902

3. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	90,009千円	25,923千円

4. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	-千円	610,457千円

5. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具器具備品	63千円	-千円

6. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
-千円	104,721千円

7. デリバティブ解約損

当連結会計年度における「デリバティブ解約損」は、金融機関からの長期借入金を期限前返済に伴いデリバティブ契約を解約したことによる損失であります。

なお、前連結会計年度については、該当事項はありません。

8. 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失(千円)
土壌汚染対策事業用中間処理施設	のれん	千葉県白井市	158,157
	建物、構築物、土地等		298,390

当社グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している単位ごとにグルーピングしております。なお、ブラウンフィールド活用事業用不動産につきましては、個別の物件ごとにグルーピングしております。

連結子会社である株式会社関東ミキシングコンクリートが営む建設汚泥の中間処理事業からの撤退により、当社に係る設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業撤退損」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は主として処分価額により算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として評価しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

9. 事業撤退損

前連結会計年度における「事業撤退損」は、建設汚泥の中間処理事業から撤退に伴う損失であります。
（事業撤退損の内訳）

のれんの減損	158,157千円
有形固定資産の減損	298,390千円
その他事業撤退関連費用	39,697千円

なお、当連結会計年度については、該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,982千円	62,729千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,982	62,729
税効果額	913	15,663
その他有価証券評価差額金	2,069	47,066
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	45,729	4,417
組替調整額	-	-
税効果調整前	45,729	4,417
税効果額	11,408	1,103
繰延ヘッジ損益	34,321	3,314
為替換算調整勘定		
当期発生額	147	9,850
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2,030	12,536
その他の包括利益合計	38,567	46,436

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	6,438,700	60,500	-	6,499,200
合計	6,438,700	60,500	-	6,499,200
自己株式				
普通株式	68	-	-	68
合計	68	-	-	68

(注)発行済株式総数の増加60,500株は、新株予約権の行使による増加60,500株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2016年ストック・オ プションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	697
合計			-	-	-	-	697

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	6,499,200	72,000	-	6,571,200
合計	6,499,200	72,000	-	6,571,200
自己株式				
普通株式	68	-	-	68
合計	68	-	-	68

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 5,000株
譲渡制限株式報酬による増加 67,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	304
合計			-	-	-	-	304

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	2,341,860千円	2,981,043千円
預入期間が3か月を超える定期預金	160,013	30,015
現金及び現金同等物	2,181,846	2,951,027

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要な資産除去債務の額	79,851千円	-千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	115,166	452,786
1年超	1,283,548	4,650,966
合計	1,398,714	5,103,753

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的とした資金調達であります。一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権債務管理規程に従い、営業債権について管理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握することで、信用リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての債権・債務については、重要なものについては為替予約を利用する方針であります。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2を参照してください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,341,860	2,341,860	-
(2)受取手形及び売掛金	1,411,944	1,411,944	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	10,651	10,651	-
資産計	3,764,456	3,764,456	-
(1)買掛金	793,911	793,911	-
(2)短期借入金	1,713,000	1,713,000	-
(3)1年内返済予定の長期借入金	952,987	952,987	-
(4)長期借入金	9,072,704	8,928,924	143,779
負債計	12,532,602	12,388,823	143,779
デリバティブ取引()	(229,027)	(229,027)	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,981,043	2,981,043	-
(2)受取手形及び売掛金	1,355,957	1,355,957	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	297,387	297,387	-
資産計	4,634,388	4,634,388	-
(1)買掛金	706,257	706,257	-
(2)短期借入金	1,493,300	1,493,300	-
(3)1年内返済予定の長期借入金	1,425,807	1,425,807	-
(4)長期借入金	5,078,647	5,000,285	78,361
負債計	8,704,012	8,625,651	78,361
デリバティブ取引()	(224,609)	(224,609)	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券 その他有価証券

時価については取引所の市場価格によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	148,861	137,975

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3.金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,341,860	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,411,944	-	-	-
合計	3,753,805	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,981,043	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,355,957	-	-	-
合計	4,337,000	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,713,000	-	-	-	-	-
長期借入金	952,987	1,557,353	693,972	843,589	661,505	5,316,284
合計	2,665,987	1,557,353	693,972	843,589	661,505	5,316,284

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,493,300	-	-	-	-	-
長期借入金	1,425,807	761,335	665,993	404,909	404,909	2,841,500
合計	2,919,107	761,335	665,993	404,909	404,909	2,841,500

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照 表計上額(千 円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	10,651	10,757	106
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	10,651	10,757	106
合計		10,651	10,757	106

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照 表計上額(千 円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	297,387	360,222	62,835
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	297,387	360,222	62,835
合計		297,387	360,222	62,835

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,322,864	3,919,683	229,027 (注)1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,510,500	3,458,895	(注)2

(注)1. 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,322,864	3,630,970	224,609 (注)1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	58,000	49,155	(注)2

(注)1. 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権戻入益	130千円	392千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年ストック・オプション(1)	2011年ストック・オプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社取締役 6名 当社及び当社子会社従業員 20名	外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 535,000株	普通株式 10,000株
付与日	2011年6月29日	2011年6月29日
権利確定条件	新株予約権発行時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。	新株予約権発行時に当社の外部協力者であった者は、当社との契約が継続していることを要する。ただし、引き続き当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役もしくは従業員の地位に就任した場合で、当社の承認を得た場合は例外とする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2013年6月30日から 2021年6月22日まで	2013年6月30日から 2021年6月22日まで

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役 1名 当社及び当社子会社従業員 9名	当社及び当社子会社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 23,000株	普通株式 7,500株
付与日	2012年12月27日	2013年8月30日
権利確定条件	新株予約権発行時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。	新株予約権発行時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年12月28日から 2022年12月20日まで	2015年8月31日から 2022年12月20日まで

	2016年有償ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社取締役 13名 当社及び当社子会社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 95,800株
付与日	2016年7月22日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月1日から 2021年6月30日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2013年8月21日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期のいずれかの期における連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益が次の各号に掲げる条件の双方またはいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号ごとに掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益については、当社有価証券報告書記載の連結損益計算書における当該期にかかる連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益とし、当該条件を最初に充足した期の有価証券報告書提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

(a) いずれかの期における連結売上高が85億円以上の場合

行使可能割合50%

(b) いずれかの期における親会社株主に帰属する当期純利益が5億円以上の場合

行使可能割合50%

新株予約権発行時に当社及び当社子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2013年8月21日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション (1)	2011年 ストック・ オプション (2)	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2016年 有償ストッ ク・オプ ション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	90,000	10,000	8,000	1,000	72,400
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	5,000	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	40,800
未行使残	85,000	10,000	8,000	1,000	31,600

単価情報

	2011年 ストック・ オプション (1)	2011年 ストック・ オプション (2)	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2016年 有償ストッ ク・オプ ション
権利行使価格 (円)	200	200	300	300	846
行使時平均株価 (円)	1,053.27	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額は36,540千円であります。

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は4,266千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,198千円	20,578千円
工事損失引当金	-	32,065
見込原価加算	8,946	12,353
資産除去債務	74,360	28,050
その他有価証券評価額	32	19,240
連結会社間内部利益消去	5,075	8,839
税務上の繰越欠損金(2)	45,921	75,014
減損損失	110,347	24,717
連結子会社の時価評価差額	1,410	1,187
繰延ヘッジ損益	70,128	68,775
貸倒引当金	2,199	7,704
その他	20,061	28,586
繰延税金資産小計	345,682	327,113
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額()	45,921	75,014
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	61,529	55,513
評価性引当額小計	107,450	124,726
繰延税金負債との相殺	238,231	179,485
繰延税金資産合計	-	17,100
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	65,942	25,104
特別償却準備金	44,962	-
連結子会社の時価評価差額	7,614	7,614
投資と資本の相殺消去に伴う税効果	154,640	146,767
繰延税金負債小計	273,160	179,485
繰延税金資産との相殺	238,231	179,485
繰延税金負債合計	34,929	-
繰延税金資産の純額	34,929	17,100

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金	1,350	-	630	1,585	4,431	37,924	45,921
評価性引当額	1,350	-	630	1,585	4,431	37,924	45,921
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金	-	255	1,472	4,431	2,961	65,893	75,014
評価性引当額	-	255	1,472	4,431	2,961	65,893	75,014
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)		30.6%
持分法投資損益	法定実効税率と税効果	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	会計適用後の法人税等	0.1
住民税均等割	の負担率との差異につ	0.4
在外子会社の留保利益	いては、税引前当期純	0.1
のれんの償却額	損失を計上しているた	0.3
評価性引当金額の増減	め記載しておりませ	2.4
子会社の税率差異による影響	ん。	1.5
その他		0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率としてリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	160,010千円	241,245千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	79,851	-
有形固定資産の売却に伴う減少額	-	152,651
時の経過による調整額	1,383	827
期末残高	241,245	89,422

(賃貸等不動産関係)

当社の連結子会社であります株式会社エンパイオ・リアルエステート及び株式会社エンパイオ・エンジニアリングでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における該当賃貸等不動産に関する賃貸損益は34,353千円(賃貸収益は主に売上に、賃貸費用は主に売上原価に計上)であります。当連結会計年度における該当賃貸不動産に関する賃貸損益は115,919千円(賃貸収益は主に売上に、賃貸費用は主に売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	841,165	813,524
期中増減額	27,641	530,483
期末残高	813,524	1,344,008
期末時価	1,001,010	1,591,228

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、賃貸不動産(土地を含む。)の購入及び保有目的の変更(244,737千円)であり、主な減少は賃貸不動産(土地を含む。)の売却及び減価償却費等(270,499千円)であります。
- 当連結会計年度の主な増加は、賃貸不動産(土地を含む。)の購入及び保有目的の変更(579,774千円)であり、主な減少額は、賃貸不動産(土地を含む。)の減価償却費等(49,290千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等を基に合理的に調整した価額を使用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、「土壌汚染対策事業」を主な事業とし、汚染地等の利活用を提案する「ブラウンフィールド活用事業」及び「自然エネルギー事業」を展開しております。

各事業の内容は下記のとおりであります。

「土壌汚染対策事業」は、土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工・施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行っております。

「ブラウンフィールド活用事業」は、土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸を行っております。

「自然エネルギー事業」は、自然エネルギー等による売電を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	土壌汚染対策 事業	ブラウン フィールド活 用 事業	自然エネル ギー事業			
売上高						
外部顧客への売上高	6,164,154	1,457,105	941,793	8,563,053	-	8,563,053
セグメント間の内部売上高又は 振替高	38,876	11,648	-	50,524	50,524	-
計	6,203,030	1,468,753	941,793	8,613,577	50,524	8,563,053
セグメント利益	133,511	231,500	130,264	495,276	59,380	435,896
セグメント資産	3,188,624	3,817,038	10,036,578	17,042,241	1,038,994	18,081,236
その他の項目						
減価償却費(注) 1	112,838	29,413	338,128	480,380	12,523	492,904
支払利息	18,597	28,116	132,348	179,062	30,297	148,764
持分法投資損失	9,835	-	-	9,835	-	9,835
持分法適用会社への投資額	24,838	-	-	24,838	-	24,838
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	30,056	242,198	453,008	725,263	1,885	727,148

(注) 1. 減価償却費には、長期前払費用の償却費が含まれております。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去 460,799千円及び報告セグメントに帰属しない親会社に係る損益401,419千円であります。

(2)セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去 6,341,134千円及び全社資産 7,380,129千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の余資運用資金(現金及び預金等)、管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却の調整額は、報告セグメントに帰属しない親会社の減価償却費12,523千円が含まれております。

(4)支払利息の調整額は、セグメント間取引に係る消去 87,506千円、報告セグメントに帰属しない親会社の支払利息57,209千円が含まれております。

(5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない親会社における設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	土壌汚染対策 事業	ブラウン フィールド活 用 事業	自然エネル ギー事業			
売上高						
外部顧客への売上高	4,627,613	1,522,759	1,258,125	7,408,498	-	7,408,498
セグメント間の内部売上高又は 振替高	74,500	13,794	-	88,294	88,294	-
計	4,702,113	1,536,553	1,258,125	7,496,792	88,294	7,408,498
セグメント利益	240,706	218,663	177,716	637,086	115,689	521,396
セグメント資産	2,453,688	4,161,369	6,581,696	13,196,754	1,837,316	15,034,071
その他の項目						
減価償却費(注) 1	49,429	36,136	320,564	406,131	12,439	418,571
支払利息	8,469	28,351	112,259	149,080	18,910	130,169
持分法投資損失	1,106	-	-	1,106	-	1,106
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	6,072	332,333	20,848	359,254	2,250	361,504

(注) 1. 減価償却費には、長期前払費用の償却費が含まれております。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去 290,888千円及び報告セグメントに帰属しない親会社に係る損益175,198千円であります。

(2)セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去 5,655,702千円及び全社資産 7,493,018千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の余資運用資金(現金及び預金等)、管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却の調整額は、報告セグメントに帰属しない親会社の減価償却費12,495千円が含まれております。

(4)支払利息の調整額は、セグメント間取引に係る消去 103,535千円、報告セグメントに帰属しない親会社の支払利息84,625千円が含まれております。

(5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない親会社における設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

連結子会社株式会社関東ミキシングコンクリートの事業撤退に伴い「土壌汚染対策事業」セグメントにおいて456,547千円の減損損失を計上しております。

(注) 減損損失の456,547千円は連結損益計算書上、「事業撤退損」に含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	連結財務諸表計上額
	土壌汚染対策事業	ブラウンフィールド活用事業	自然エネルギー事業		
のれん償却額	8,227	-	8,008	-	16,236
のれん	-	-	142,115	-	142,115

（注）当連結会計年度において、連結子会社株式会社関東ミキシングコンクリートの事業撤退に伴い「土壌汚染対策事業」セグメントにおいて、のれんの減損損失158,157千円を事業撤退損として計上しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	連結財務諸表計上額
	土壌汚染対策事業	ブラウンフィールド活用事業	自然エネルギー事業		
のれん償却額	-	-	8,008	-	8,008
のれん	-	-	134,107	-	134,107

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社シーアールイー	東京都港区	2,189,141	物流施設の賃貸・管理・開発・仲介及び投資助言	（被所有）直接 19.7	主要株主	設備の取得	898,000	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 設備の取得については、年間の売電金額及び固定買取期間の売電金額を試算した結果、両社合意により決定しております。なお、取得した設備は第三者に売却し、賃借（リースバック）しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

(ロ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

(ハ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び個人主要株主	中村 賀一	-	-	当社取締役	（被所有）直接 6.0	-	ストックオプションの行使（注2）	11,000	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 2011年6月23日定時株主総会決議及び2011年6月24日取締役会決議された新株予約権の行使によるものです。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	665.95円	743.42円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	23.35円	84.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	83.64円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	150,957	555,393
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	150,957	555,393
期中平均株式数(株)	6,463,994	6,554,392
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	85,550
(うち新株予約権(株))	-	85,550
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 新株予約権の数 900個 普通株式 90,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 100個 普通株式 10,000株 第8回新株予約権 新株予約権の数 80個 普通株式 8,000株 第9回新株予約権 新株予約権の数 10個 普通株式 1,000株 第10回新株予約権 新株予約権の数 724個 普通株式 72,400株	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社エンパイオ・エンジニアリング	第1回無担保社債 (株式会社りそな銀行・東京信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)	2014年 9月25日	100,000 (100,000)	-	0.66	なし	2019年 9月25日
株式会社エンパイオ・エンジニアリング	第2回無担保社債 (株式会社みずほ銀行・東京信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)	2016年 3月31日	40,000 (20,000)	20,000 (20,000)	0.2	なし	2021年 3月31日
株式会社エンパイオ・エンジニアリング	第3回無担保社債 (株式会社横浜銀行・東京信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)	2016年 9月29日	32,500 (7,000)	25,500 (7,000)	0.29	なし	2023年 9月29日
株式会社エンパイオ・エンジニアリング	第2回無担保社債	2016年 12月30日	144,000 (28,000)	116,000 (28,000)	0.4	なし	2023年 12月29日
合計	-	-	316,500 (155,000)	161,500 (55,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
55,000	35,000	35,000	36,500	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,713,000	1,493,300	0.992	-
1年以内に返済予定の長期借入金	952,987	1,425,807	1.022	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,072,704	5,078,647	1.664	2021年~ 2033年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	11,738,691	7,997,754	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	761,335	665,993	404,909	404,909

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,154,239	4,287,952	5,747,205	7,408,498
税金等調整前四半期純利益金額 (千円)	591,446	829,078	907,593	834,120
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	377,449	523,996	565,945	555,393
1株当たり四半期純利益金額 (円)	58.00	80.14	86.42	38.73

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	58.00	22.31	6.39	1.61

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 1,078,166	2 1,504,269
売掛金	2 45,104	2 36,521
短期貸付金	1 1,005,200	1 699,000
立替金	1 1,133	1 396,620
未収入金	1 186,525	1 283,649
前払費用	33,646	38,591
その他	132,638	20,918
流動資産合計	2,482,415	2,979,570
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置(純額)	2 1,198,515	-
建設仮勘定	53,190	54,572
その他	2 22,982	21,919
有形固定資産合計	1,274,687	76,492
無形固定資産		
ソフトウェア	1,940	2,679
その他	85	85
無形固定資産合計	2,025	2,764
投資その他の資産		
投資有価証券	30,000	2 318,392
関係会社株式	485,179	417,770
その他の関係会社有価証券	450,284	450,284
長期貸付金	5,160,776	4,538,568
敷金及び保証金	27,940	28,134
長期前払費用	222,403	166,892
繰延税金資産	56,065	72,265
貸倒引当金	449,185	328,000
その他	72,441	73,815
投資その他の資産合計	6,055,907	5,738,122
固定資産合計	7,332,620	5,817,378
資産合計	9,815,036	8,796,949
負債の部		
流動負債		
短期借入金	900,000	764,300
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 366,272	2, 3 312,876
未払金	1 56,034	1 4,801
未払費用	3,996	1,436
預り金	5,239	4,641
未払法人税等	11,621	196,591
その他	23,875	102,214
流動負債合計	1,367,039	1,386,861
固定負債		
長期借入金	2, 3 4,830,286	2, 3 3,574,551
資産除去債務	37,673	-
デリバティブ債務	218,200	214,010
固定負債合計	5,086,159	3,788,561
負債合計	6,453,198	5,175,422

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,762,534	1,786,484
資本剰余金		
資本準備金	1,672,534	1,696,484
その他資本剰余金	162,146	162,146
資本剰余金合計	1,834,680	1,858,630
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	71,615	182,213
利益剰余金合計	71,615	182,213
自己株式	66	66
株主資本合計	3,525,532	3,827,261
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	44,803
繰延ヘッジ損益	164,392	161,235
評価・換算差額等合計	164,392	206,038
新株予約権	697	304
純資産合計	3,361,837	3,621,526
負債純資産合計	9,815,036	8,796,949

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	1 947,489	1 643,422
営業費用	2 496,983	2 566,761
営業利益	450,505	76,660
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 87,535	1 105,365
貸倒引当金戻入額	-	121,185
その他	893	14,090
営業外収益合計	88,428	240,641
営業外費用		
支払利息	81,678	89,528
支払手数料	1,092	29,347
株式交付費	-	42
営業外費用合計	82,771	118,918
経常利益	456,162	198,383
特別利益		
固定資産売却益	-	190,428
新株予約権戻入益	130	392
特別利益合計	130	190,821
特別損失		
関係会社株式評価損	-	23,878
事業撤退損	3 725,185	-
デリバティブ解約損	-	111,361
特別損失合計	725,185	135,239
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	268,891	253,965
法人税、住民税及び事業税	789	2,703
法人税等調整額	219	2,567
法人税等合計	1,008	135
当期純利益又は当期純損失()	269,900	253,829

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,756,434	1,666,434	162,146	1,828,580	198,284	198,284	66	3,783,232	
当期変動額									
新株の発行	6,100	6,100		6,100				12,200	
新株の発行(新株予約権の行使)								-	
当期純利益又は当期純損失()					269,900	269,900		269,900	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	
当期変動額合計	6,100	6,100	-	6,100	269,900	269,900	-	257,700	
当期末残高	1,762,534	1,672,534	162,146	1,834,680	71,615	71,615	66	3,525,532	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等		
当期首残高	131,605	131,605	828	3,652,455
当期変動額				
新株の発行				12,200
新株の発行(新株予約権の行使)				-
当期純利益又は当期純損失()				269,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,786	32,786	130	32,917
当期変動額合計	32,786	32,786	130	290,618
当期末残高	164,392	164,392	697	3,361,837

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,762,534	1,672,534	162,146	1,834,680	71,615	71,615	66	3,525,532	
当期変動額									
新株の発行									
新株の発行(新株予約権の行使)	23,950	23,950		23,950				47,900	
当期純利益					253,829	253,829		253,829	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	23,950	23,950	0	23,950	253,829	253,829	0	301,729	
当期末残高	1,786,484	1,696,484	162,146	1,858,630	182,213	182,213	66	3,827,261	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等		
当期首残高	-	164,392	164,392	697	3,361,837
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行(新株予約権の行使)					47,900
当期純利益					253,829
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	44,803	3,156	41,647	392	42,039
当期変動額合計	44,803	3,156	41,647	392	259,690
当期末残高	44,803	161,235	206,038	304	3,621,526

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、太陽光発電設備に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法によっております。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、関係会社株式の評価の会計上の見積りについて、個別財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞が見られるものの、翌事業年度中に概ね回復する仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

(多額な資金の借入)

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、連結子会社の株式会社土地再生投資の固定資産の取得に伴い、資金の借入を決議いたしました。

詳細については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照願います。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたものの他次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,237,208千円	1,479,931千円
短期金銭債務	44,347	74,607

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	281,370千円	162,281千円
売掛金	25,672	36,521
機械及び装置	1,165,646	-
土地	14,000	-
投資有価証券	-	288,392
計	1,486,688	487,194

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	366,272千円	312,876千円
長期借入金	4,830,286	3,574,551
計	5,196,558	3,887,427

上記の他、銀行借入債務の担保として、子会社の現金及び預金の一部(73,375千円)、子会社の売上債権の一部(51,524千円)、子会社のたな卸資産の一部(31,644千円)並びに子会社所有の機械装置の一部(3,494,836千円)を担保に供しております。

3 財務制限条項

前事業年度(2019年3月31日)

借入金のうち5,890,518千円は、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されています。

当事業年度(2020年3月31日)

借入金のうち4,434,171千円は、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されています。

4 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社エンパイオ・エンジニアリング	58,325千円	88,321千円
株式会社エンパイオ・リアルエステート	1,408,819	1,693,709
ヴェガ・ソーラー合同会社	620,600	-
アルタイル・ソーラー合同会社	636,000	-
ソーラー年金株式会社	373,526	345,333
太陽光パーク2合同会社	1,100,000	-
株式会社土地再生投資	369,600	406,200

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	625,200千円	332,547千円
営業取引以外の取引高	87,506	103,535

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34%、当事業年度39%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66%、当事業年度61%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	80,841千円	80,845千円
支払報酬	37,861	42,465
給料及び手当	53,458	56,714

3 事業撤退損

前事業年度における「事業撤退損」は、建設汚泥の中間処理事業から撤退に伴う損失であります。

(事業撤退損の内訳)

貸倒引当金繰入額	449,185千円
関係会社株式評価損	276,000千円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

投資有価証券、子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は子会社株式447,346千円、関連会社株式37,832千円、その他の関係会社有価証券450,284千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

投資有価証券、子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は子会社株式403,815千円、関連会社株式13,954千円、その他の関係会社有価証券450,284千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入額	137,540千円	100,433千円
関係会社株式評価損	84,511	91,822
繰延ヘッジ損益	66,812	65,529
税務上の繰越欠損金	23,490	23,302
その他有価証券評価差額金	-	18,209
資産除去債務	11,535	-
未払事業税	3,267	4,454
その他	689	1,537
繰延税金資産小計	327,846	305,290
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	23,490	23,302
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	238,226	209,721
評価性引当額小計	261,716	233,024
繰延税金資産合計	66,130	72,265
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	10,064	-
繰延税金負債合計	10,064	-
繰延税金資産の純額	56,065	72,265

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率		30.6%
(調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		18.6
住民税均等割		0.4
評価性引当金額の増減		12.9
その他		0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		0.1

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	機械及び装置	1,345,106	-	1,345,106	17,247	-	-
	建設仮勘定	53,190	1,382	-	-	54,572	-
	その他	26,185	-	-	1,062	26,185	4,265
	計	1,424,482	1,382	1,345,106	18,310	80,757	4,265
無形固定資産	ソフトウェア	1,940	1,588	-	849	2,679	-
	その他	85	-	-	-	85	-
	計	2,025	1,588	-	849	2,764	-

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 建設仮勘定の当期増加額は、太陽光発電設備建設によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	449,185	-	121,185	328,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告記載URL http://enbio-holdings.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第20期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第21期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

(第21期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月13日関東財務局長に提出

(第21期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年10月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書であります。

2020年5月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 強 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンバイオ・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エンバイオ・ホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社エンパイオ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 強 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンパイオ・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンパイオ・ホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。